糸魚川市ささえあいプラン

第６期糸魚川市障害者計画・障害福祉計画

第２期糸魚川市障害児福祉計画

（令和３年度～令和５年度）

糸　魚　川　市

令和３年３月

はじめに

本市におきましては、まちづくりを進めていくための最上位計画である「第２次糸魚川市総合計画（改訂版）」を平成 29 年に策定し、「翠の交流都市　さわやか　すこやか　輝きのまち」を目標とする都市像に掲げ、誰もが元気で健康に過ごすことのできるまちづくりを進めています。

障害者施策としましては、平成 30 年度から令和２年度までを計画期間とする「第５期糸魚川市障害者計画・障害福祉計画（糸魚川市ささえあいプラン）」に基づき、施策の推進に努めてまいりました。

平成 28 年に施行となった「障害者差別解消法」では、障害を理由とする差別の禁止や、合理的配慮が求められ、「障害者雇用促進法」においては、障害者はもちろん、全ての労働者が働きやすい場をつくることを目指し、昭和 35 年の制定以降、改正を重ねています。また、平成 29 年に示された「地域共生社会の実現に向けて（当面の改革工程）」では、世代や分野を超えて地域全体が「丸ごと」つながる「地域共生社会」の実現が掲げられ、令和３年度から開始される新事業「重層的支援体制整備事業」により、複雑化・複合化する課題を属性や世代を問わず包括的に受け止める支援体制の構築が一層求められていきます。

こうした動向を踏まえ、本計画では「Ｇ元気　Ｅ笑顔　Ｏ応援　障害者・家族・支援者・市民　みんな笑顔の糸魚川に」を基本方針として、市民の皆様に障害のある人への理解を深めてもらうとともに、一人一人が我がこととして参画し、世代や分野を超えて地域全体でつながり支えあう、笑顔あふれるまちづくりを推進してまいります。

終わりに、この計画の策定にあたり、アンケートにご協力いただきました皆様、貴重なご意見やご提言をいただきました関係団体をはじめ、関係者の皆さまに心からお礼申し上げます。

令和３年３月

糸魚川市長

米田　徹

もくじ

第１章　計画策定に当たって

第１節　計画策定の趣旨 …… 1
第２節　計画の位置づけ …… 2
第３節　計画の期間 …… 2

第２章　障害者の現状

第１節　糸魚川市における障害者の状況
1　糸魚川市の障害者の概況 …… 3
2　身体障害者の状況 …… 4
3　知的障害者の状況 …… 6
4　精神障害者の状況 …… 8
5　難病患者等の状況 …… 10
6　児童の状況 …… 11
7　障害支援区分認定の状況 …… 12
第２節　計画策定に当たってのニーズ聞き取り
1　障害者団体、ボランティア団体へのグループインタビュー …… 13
2　市民アンケート調査 …… 16
3　事業所アンケート …… 23

第３章　糸魚川市ささえあいプラン（障害者計画）

第１節　第５期計画の成果 …… 25
第２節　第６期計画の基本方針と体系 …… 29
第３節　第５期の成果や課題を踏まえた見直し …… 30
第４節　施策別計画
1　相談支援体制の充実　－現状と課題・施策の方向－ …… 34
2　日常生活支援の充実　－現状と課題・施策の方向－ …… 38
3　就労支援・雇用の促進　－現状と課題・施策の方向－ …… 42
4　療育・教育・子育て　－現状と課題・施策の方向－ …… 45
5　安心して暮らせる場づくり　－現状と課題・施策の方向－ …… 48
6　啓発と理解の促進　－現状と課題・施策の方向－ …… 52

第４章　糸魚川市ささえあいプラン（障害福祉計画）

第１節　福祉サービス等の内容
1　福祉サービス等について …… 55
2　福祉サービス等の提供に当たっての現状と課題 …… 56
3　福祉サービス等の体系及び内容 …… 57
第２節　国の基本指針に基づく成果目標
1　第５期計画の目標値と実績の評価 …… 60

2　第６期計画の成果目標
(1) 施設入所者の地域生活への移行 63
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 64
(3) 地域生活支援拠点等の機能の充実 65
(4) 福祉施設から一般就労への移行等 65
(5) 相談支援体制の充実・強化等 68
(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 69
第３節　障害福祉サービスの実績と今後の見込み量
1　訪問系サービス 71
2　日中活動系サービス 73
3　居住系サービス 77
4　相談支援 78
第４節　地域生活支援事業の実績と今後の見込み量
1　理解促進研修・啓発事業 79
2　自発的活動支援事業 80
3　相談支援事業 80
4　成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業 81
5　意思疎通支援事業 82
6　日常生活用具給付等事業 83
7　手話奉仕員養成研修事業 85
8　移動支援事業 86
9　地域活動支援センター 87
10　任意事業 88
第５章　糸魚川市ささえあいプラン（障害児福祉計画）
第１節　障害児サービスの内容
1　障害児サービス等について 90
2　福祉サービス等の提供に当たっての現状と課題 90
3　障害児サービス等の体系及び内容 91
第２節　国の基本指針に基づく成果目標
1　第２期計画の目標値と実績の評価
(1) 障害児支援の提供体制の整備等 92
第３節　障害児福祉サービスの実績と今後の見込み量 94
第６章　計画の推進に向けて 97
第７章　参考資料 99

第１章　計画策定に当たって

第１節　計画の策定の趣旨

わが国では、障害者及び障害児が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指して制度を整備してきました。

平成 18 年度の障害者自立支援法の施行により、市町村に対して障害福祉計画の作成が義務づけられ、その後、平成 24 年に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）及び「児童福祉法」の一部を改正する法律の施行により、市町村に対して障害児福祉計画の作成を義務付け、サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みを構築してきました。

さらに、「障害者総合支援法」の成立により、これまで制度の谷間となっていた難病患者への支援提供や、知的障害及び精神障害における障害区分の適切な配慮などの改正が行われました。

また、平成 30 年度には障害者総合支援法の改正と児童福祉法の改正が行われ、障害のある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し等が図られました。

また、平成 23 年には「障害者虐待防止法」が成立し、障害のある人への虐待の防止や養護者に対する支援に努めるとともに、虐待を受けたと思われる障害のある人を発見した人への通報義務が課されることとなりました。さらに、平成 25 年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）が成立し、公共機関において、障害のある人や家族から「社会的障壁の除去」を求められた場合には、障害のある人が他の者と同じように権利や機会をもち、行使ができるような調整を行う、「合理的配慮」を義務付けられることが示され、平成 28 年４月から施行されました。

このような国内外の動きのなか、地域における障害のある人の社会参加の機会の確保など、地域で共生社会を実現していくことや、障害のある人を個人として尊重する社会のあり方が、より強く求められるようになっています。当市では、前計画の期間満了にともない、以上のような動きを踏まえるとともに、当市の障害福祉を一層推進するため、本計画を策定しました。

第２節　計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第３項に基づく「糸魚川市障害者計画」と、障害者総合支援法第 88 条に基づく「糸魚川市障害福祉計画」、また児童福祉法の改正に伴い、児童福祉法第 33 条の 20 第１項に規定された、「障害児福祉計画」を一体的に策定し、親しみやすい計画とするため「糸魚川市ささえあいプラン」としました。

「糸魚川市障害者計画」の部分においては障害者施策の基本的な指針を示した計画、「糸魚川市障害福祉計画」の部分においては「糸魚川市障害者計画」の障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込み量を定めた実施計画、また、「障害児福祉計画」では障害児へのサービスの提供体制の確保を計画するものとして、糸魚川市の障害者施策の総合的な推進を目指します。

なお、本計画は、国の障害者基本計画及び本市の上位計画である「糸魚川市総合計画」や「糸魚川市地域福祉計画」などの関連計画との整合性を確保して策定します。

□ささえあいプランと関連計画等

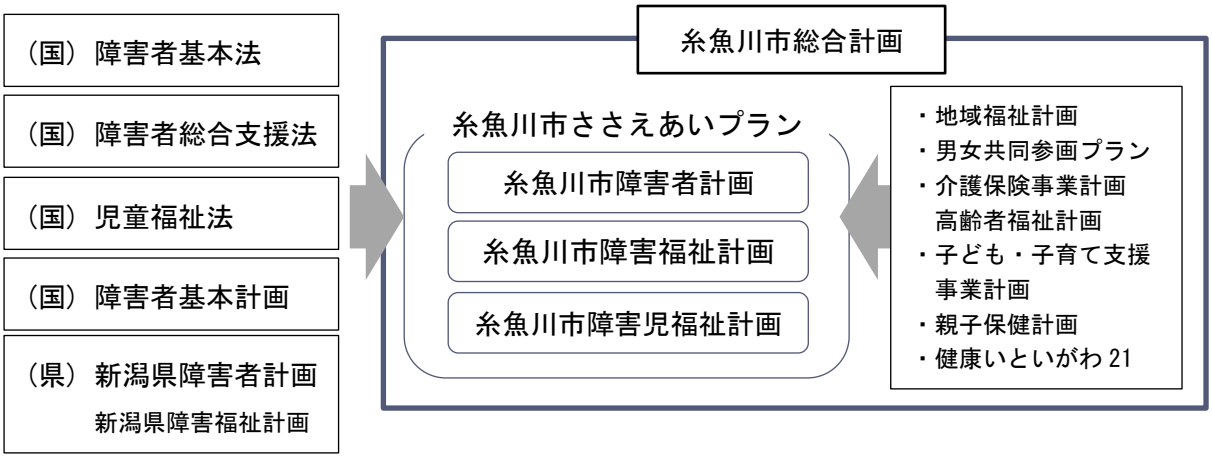

第３節　計画の期間

本計画における期間は、本市の場合、障害者計画と障害福祉計画、障害児福祉計画を同時に策定していることから、令和３年度から５年度の３年間とします。

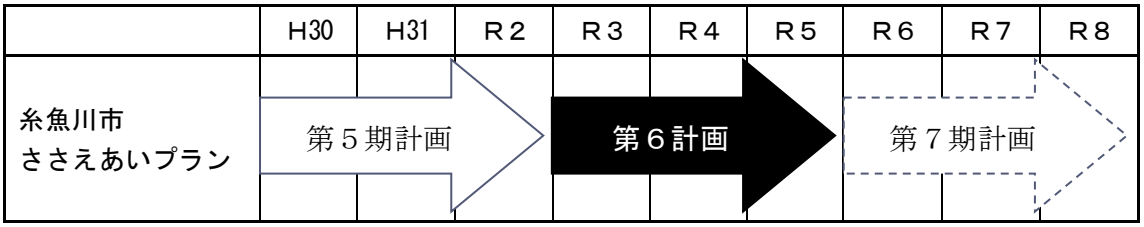

第２章　障害者の現状

第１節　糸魚川市における障害者の状況

１　糸魚川市の障害者の概況

当市における障害者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の状況は以下のとおりです。障害者数は減少していますが、総人口も減少しているため、割合としては微増ではありますが、増加の傾向となっています。

手帳の種類別の割合では、身体障害者手帳の所持者が最も多く、全体の７割以上を占めています。療育手帳と精神障害者保健福祉手帳はほぼ同じ所持者数となっています。

年齢別では、全体の６割以上が 65 歳以上の人で、高齢者の手帳取得が多い現状がみられます。

■総人口と障害者数の推移

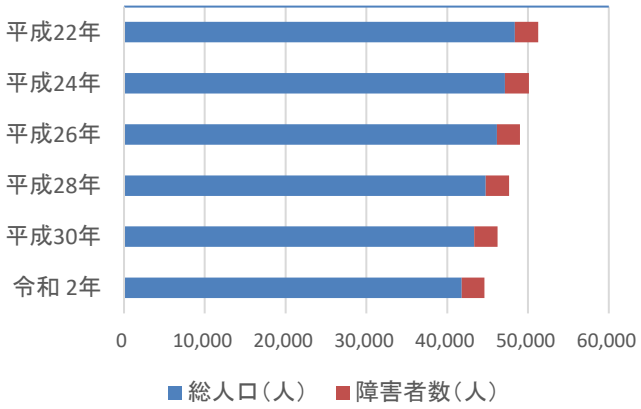

	総人口（人）	障害者数（人）	割合（%）
平成22年	48,361	2,884	6.0
平成24年	47,156	2,966	6.3
平成26年	46,144	2,843	6.2
平成28年	44,769	2,873	6.4
平成30年	43,352	2,888	6.7
令和 2年	41,783	2,816	6.7

（各年4月1日）

■障害者手帳の種類別の所持者数の割合

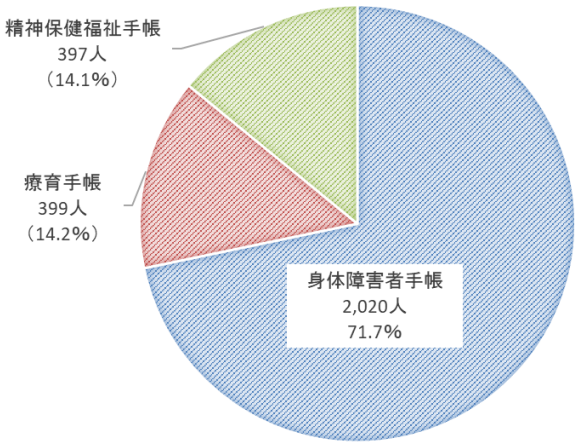

■障害者手帳の年齢別所持者数の割合

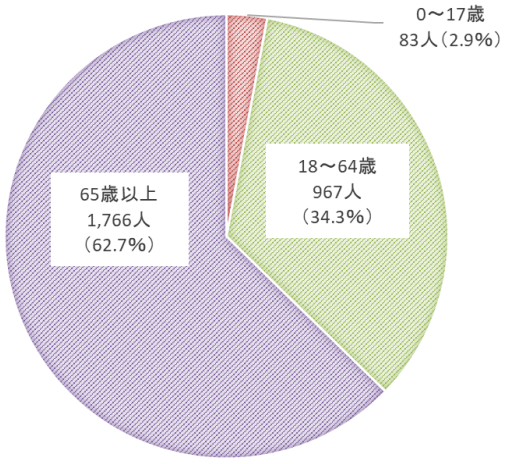

注）手帳所持者の重複あり

２　身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者は、令和２年４月１日現在 2,020 人となり、毎年わずかに減少していますが、総人口も減少しているため、総人口に対する割合はほぼ横ばいの状況が続いています。

○身体障害者手帳所持者数　（単位：人）

	総人口	身体障害者手帳所持者数	総人口に対する割合
平成 23 年	47,785	2,382	4.98%
平成 24 年	47,156	2,354	4.99%
平成 25 年	46,751	2,357	5.04%
平成 26 年	46,144	2,269	4.92%
平成 27 年	45,493	2,252	4.95%
平成 28 年	44,769	2,204	4.92%
平成 29 年	43,961	2,139	4.87%
平成 30 年	43,352	2,136	4.93%
平成 31 年	42,590	2,033	4.77%
令和 2 年	41,783	2,020	4.83%

注）各年４月１日現在

○身体障害者手帳所持者数の推移

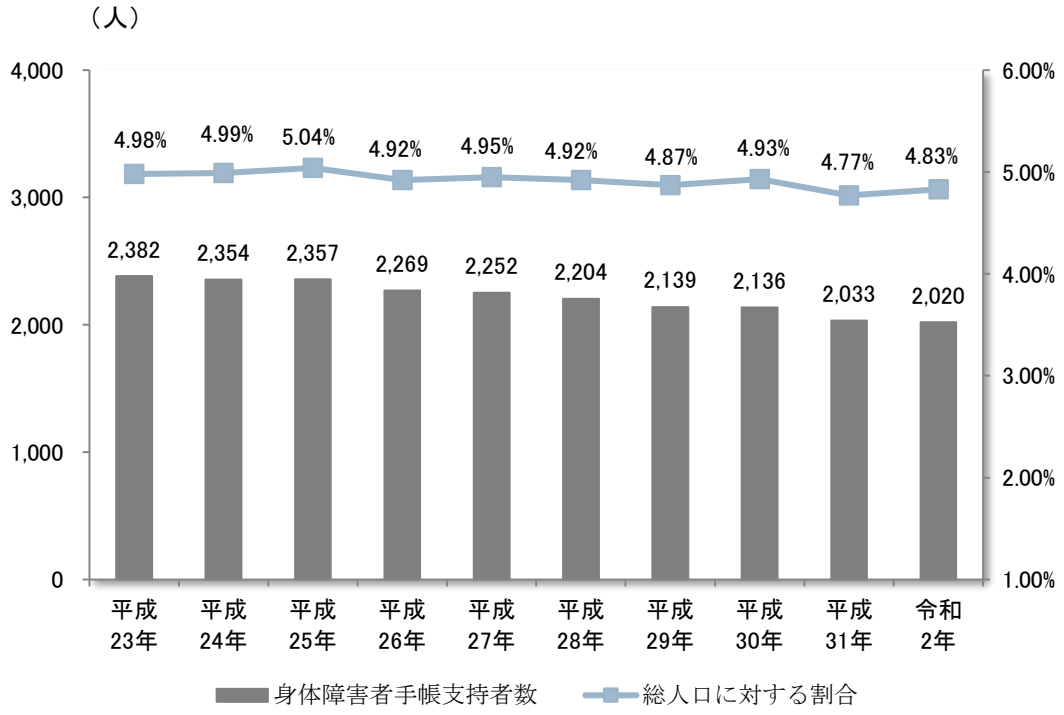

○障害の種類別身体障害者手帳所持者数の推移　（単位：人）

	視覚障害	聴覚障害	音声・言語障害	肢体不自由	内部障害	合計
平成 23 年	164	260	51	1,369	705	2,549
平成 24 年	150	243	47	1,308	714	2,462
平成 25 年	147	241	44	1,791	725	2,948
平成 26 年	146	228	30	1,213	749	2,366
平成 27 年	145	228	40	1,218	733	2,364
平成 28 年	131	214	30	1,154	736	2,265
平成 29 年	136	221	38	1,116	721	2,232
平成 30 年	134	220	43	1,120	743	2,260
平成 31 年	130	201	41	1,049	728	2,149
令和 2 年	132	207	40	1,022	745	2,146

注）各年 4 月 1 日現在

○障害の種類別・等級別身体障害者手帳所持者数　（単位：人）

	視覚障害	聴覚障害	音声・言語障害	肢体不自由	内部障害	合計
１級	32	0	0	61	417	510
２級	48	37	0	208	0	293
３級	14	29	19	113	157	332
４級	6	52	21	478	171	728
５級	18	0	0	98	0	116
６級	14	89	0	64	0	167

注）肢体不自由の６級には７級も含む。
令和 2 年 4 月 1 日現在

○障害の種類別身体障害者手帳所持者の割合

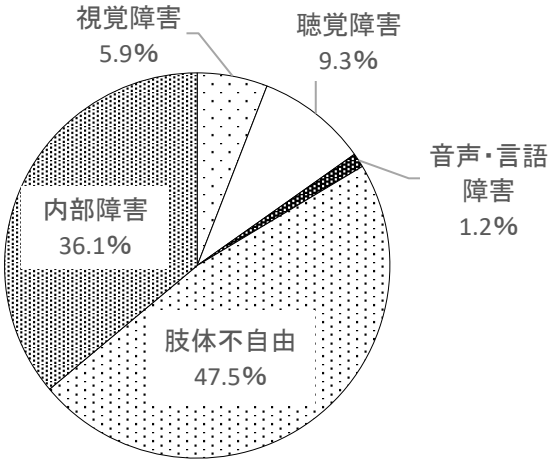

○年齢別身体障害者手帳所持者の割合

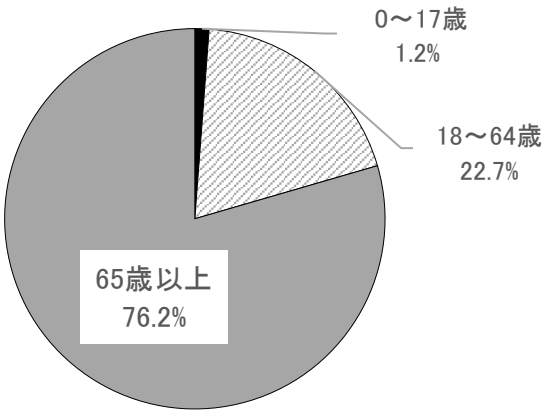

注）令和 2 年 4 月 1 日現在

３　知的障害者の状況

療育手帳所持者は、令和２年４月１日現在 399 人となっており、総人口に対する割合は 0.95%です。最近５年間は、ほぼ横ばいの状況となっています。

○療育手帳所持者数　　（単位：人）

	総人口	療育手帳所持者数	総人口に対する割合
平成 23 年	47,785	362	0.76%
平成 24 年	47,156	379	0.80%
平成 25 年	46,751	388	0.83%
平成 26 年	46,144	351	0.76%
平成 27 年	45,493	360	0.79%
平成 28 年	44,769	398	0.89%
平成 29 年	43,961	411	0.94%
平成 30 年	43,352	413	0.95%
平成 31 年	42,590	391	0.92%
令和 2 年	41,783	399	0.95%

注）各年４月１日現在

○療育手帳所持者数の推移

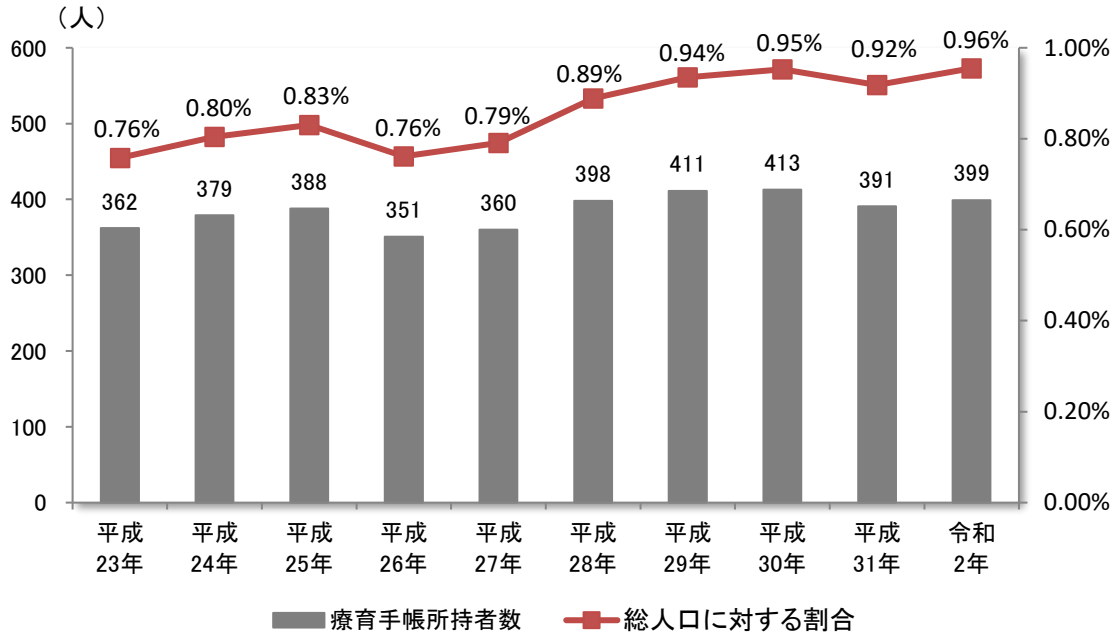

○年齢別・障害の程度別療育手帳所持者数の推移　（単位：人）

	18 歳 未 満			18 歳 以 上			合計
		A判定（重度）	B判定（中軽度）		A判定（重度）	B判定（中軽度）	
平成 23 年	55	27	28	307	119	188	362
平成 24 年	58	32	26	321	122	199	379
平成 25 年	54	27	27	334	129	205	388
平成 26 年	55	25	30	296	104	192	351
平成 27 年	58	29	29	302	136	166	360
平成 28 年	50	23	27	348	140	208	398
平成 29 年	52	25	27	359	146	213	411
平成 30 年	45	24	21	368	148	220	413
平成 31 年	60	29	31	331	143	188	391
令和 2 年	55	24	31	344	151	193	399

注）各年 4 月 1 日現在

○年齢別療育手帳所持者数（単位：人）

0～ 6 歳	10
7～12 歳	20
13～17 歳	24
18～19 歳	11
20～29 歳	74
30～39 歳	51
40～49 歳	71
50～64 歳	72
65 歳以上	66

注）令和 2 年 4 月 1 日現在

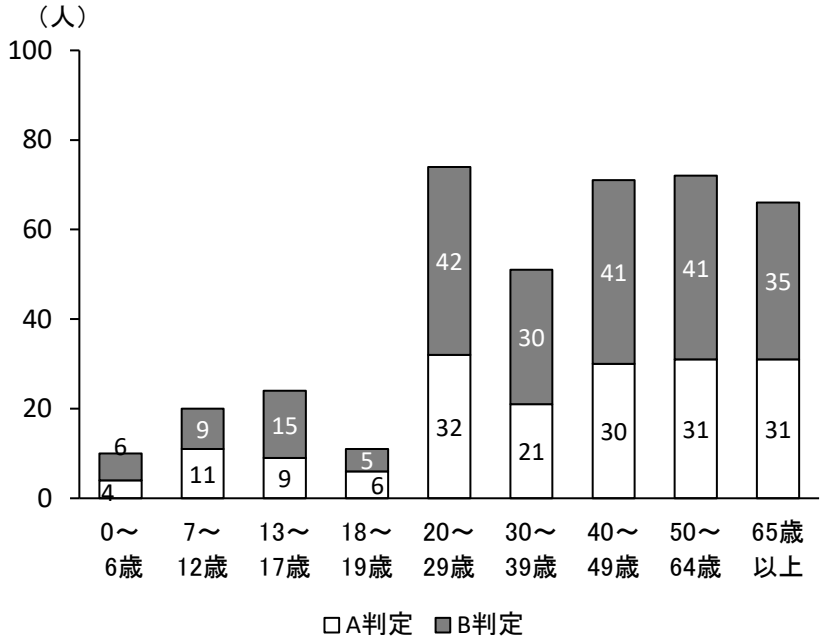

4　精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和２年４月１日現在 397 人で、年々増加しており、総人口に占める割合は 0.95%となっています。

統合失調症やうつ病など他に、発達障害で手帳取得する人も多くなってきており、手帳所持者の増加につながっています。

また、自立支援医療（精神通院医療）の受給者数の総人口に対する割合では、令和２年度で 1.49%となっています。

○精神障害者保健福祉手帳所持者数　（単位：人）

	総人口	精神障害者保健福祉手帳所持者数				総人口に対する割合
			１級	２級	３級	
平成 23 年	47,785	329	38	289	32	0.69%
平成 24 年	47,156	233	16	196	21	0.49%
平成 25 年	46,751	211	13	178	20	0.45%
平成 26 年	46,144	223	16	192	15	0.48%
平成 27 年	45,493	229	17	196	16	0.50%
平成 28 年	44,769	271	18	236	17	0.61%
平成 29 年	43,961	310	24	266	20	0.71%
平成 30 年	43,352	339	26	287	26	0.78%
平成 31 年	42,590	374	31	314	29	0.88%
令和 2 年	41,783	397	36	331	30	0.95%

注）各年４月１日現在

○精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

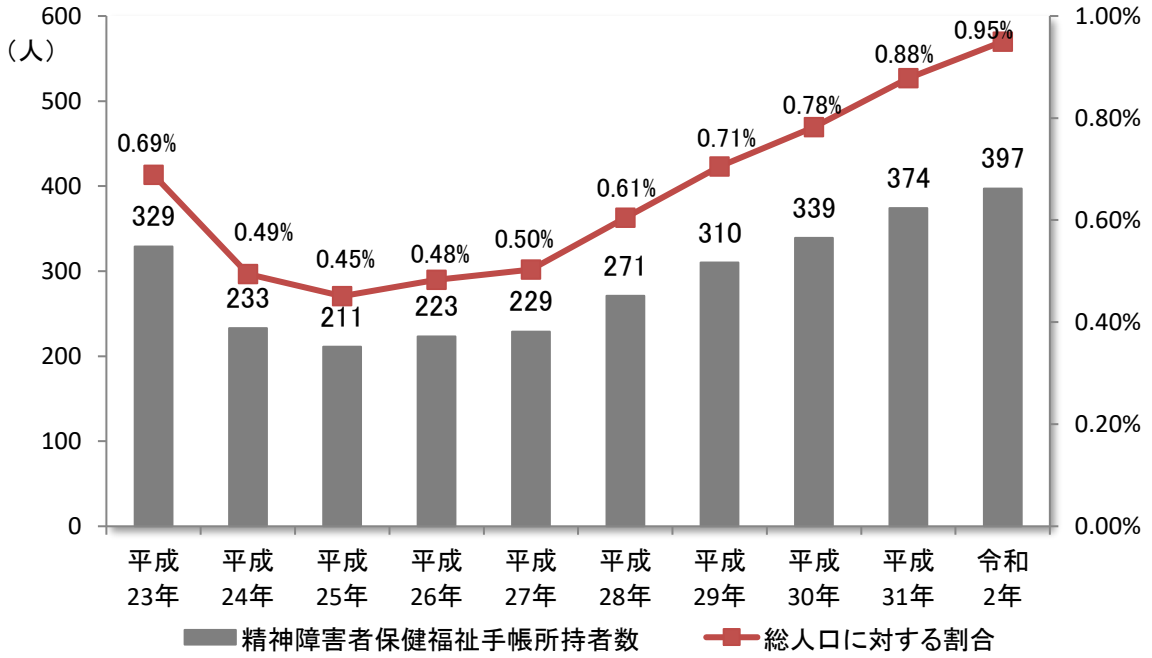

○年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数（単位：人）

	平成28年度	令和元年度	比較
0～17 歳	2	4	2
18～39 歳	63	95	32
40～64 歳	177	203	26
65 歳以上	68	95	27
合計	310	397	81

注）各年度 3 月 31 日現在

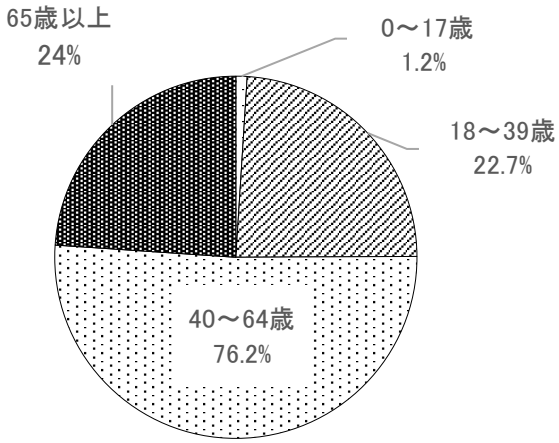

○自立支援医療（精神通院医療）の受給者数と総人口に対する割合の推移

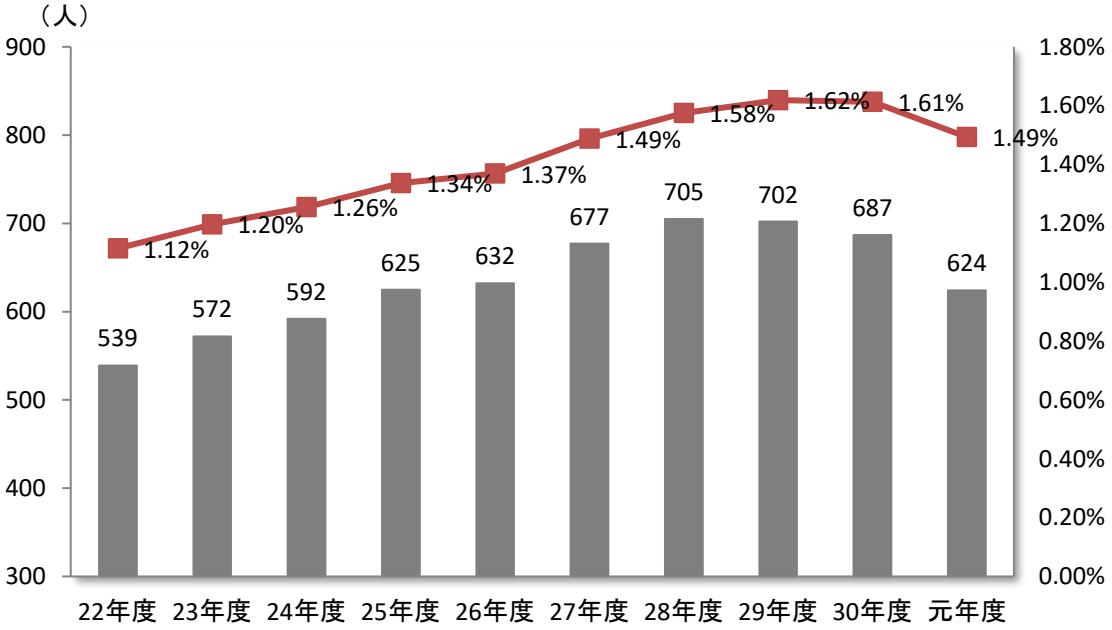

注）1　各年度末現在
　　2　資料：糸魚川保健所

５　難病患者等の状況

平成 25 年度から施行された障害者総合支援法により、難病等についても障害福祉サービス等の対象となり、令和元年 7 月 1 日現在で 361 の疾病が対象となっています。

現在、市で把握している難病等については、県で支給をしている「難病医療費助成制度」の対象者で、対象疾患も年々拡大しており、糸魚川市では平成 31 年 3 月 31 日現在 354 人の方が医療費の助成を受けています。

○難病医療費助成制度の受給者数の推移　　（単位：人）

年度	対象疾患数	男	女	計
平成 25 年度	56 疾患	148	199	347
平成 26 年度	110 疾患	159	213	372
平成 27 年度	306 疾患	167	225	392
平成 28 年度	306 疾患	172	227	399
平成 29 年度	330 疾患	164	197	361
平成 30 年度	331 疾患	162	192	354

注）1　各年度末現在
　　2　資料：糸魚川保健所

６　児童の状況

児童数については、保育園、幼稚園、小・中学校ともに年々減少しています。

その中で、発達支援センターめだか園の登録者数は減少することなくほぼ横ばいの状況であり、発達に不安のある児童が割合的に増えているのが現状です。

○園、学校等児童数の推移（単位：人）

	保育園･所 在所児数	幼稚園 在園者数	小学校 児童数	中学校 生徒数
平成 25 年	979	328	2,141	1,117
平成 26 年	969	313	2,066	1,139
平成 27 年	940	293	2,032	1,127
平成 28 年	895	307	1,969	1,112
平成 29 年	875	303	1,917	1,034
平成 30 年	838	290	1,884	978
令和元年	808	286	1,821	927
令和 2 年	815	252	1,766	920

注）各年 5 月 1 日現在

○発達支援センターめだか園の利用者の推移（単位：人）

	登録者数	延べ 利用者数
平成24年度	73	1,288
平成25年度	80	1,308
平成26年度	84	1,445
平成27年度	67	1,569
平成28年度	76	1,666
平成29年度	74	1,136
平成30年度	71	1,593
令和元年度	70	1,297

注）各年度末現在

小学校へ就学前の児童を対象

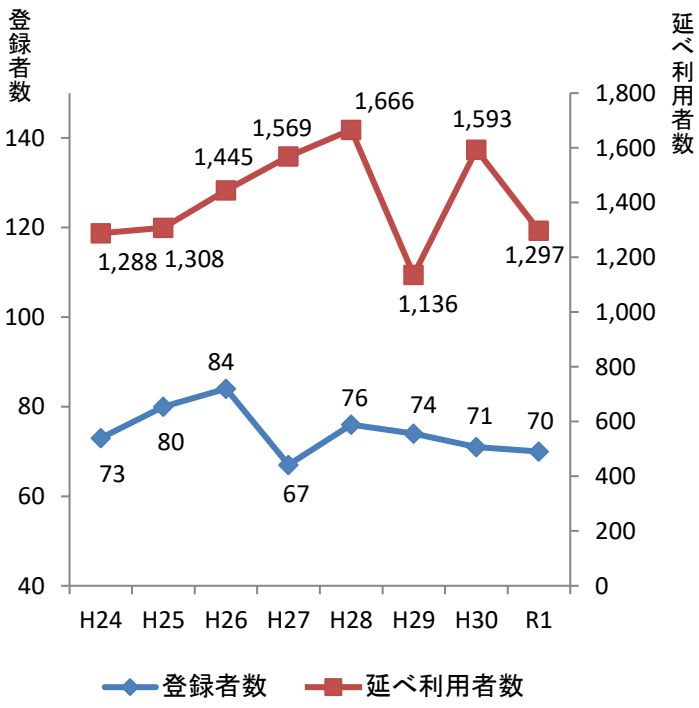

7　障害支援区分認定の状況

障害福祉サービス（介護給付）を利用するためには、区分１～区分６の段階で表される「障害支援区分」の認定を受けることが必要です。認定は、国で定められた心身の状況に関する 80 項目の調査結果と主治医の意見書等を元に、市で開催する障害支援区分認定審査会で判定されます。

令和 2 年 4 月 1 日現在、障害支援区分を受けている人は 263 人です。うち、身体障害のある人が 40 人、知的障害のある人が 178 人、精神障害のある人が 45 人となっています。平成 29 年の状況と比較すると、認定を受けている人数はどの障害においても増加しています。

全体では区分２が最も多く、次いで区分６、区分４の順となっています。身体及び知的障害のある人はそれぞれ区分６が、精神障害のある人は区分２が最も多くなっています。

平均区分は平成 29 年の 3.96 から 3.78 とわずかに下がっています。その中で、知的及び精神障害での区分１、区分２に増加がみられます。比較的軽度の方が、在宅での障害福祉サービスを利用者していることを表しています。

○障害支援区分の状況

※令和 2 年 4 月 1 日現在　　（単位：人）

	軽度 ←→ 重度						合計
	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６	
身体	4	5	4	5	8	14	40
知的	6	39	23	30	29	51	178
精神	5	30	4	6	0	－	45
合計	15	74	31	41	37	65	263
割合	5.7%	28.1%	11.8%	15.6%	14.1%	24.7%	

※平成 29 年 4 月 1 日現在

	軽度 ←→ 重度						合計
	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６	
身体	4	3	5	6	4	13	35
知的	0	29	23	33	24	48	157
精神	1	23	5	4	0	－	33
合計	5	55	33	43	28	61	225
割合	2.2%	24.4%	14.7%	19.1%	12.4%	27.2%	

第２節　計画策定に当たってのニーズ聞き取り

１　障害者団体、ボランティア団体へのグループインタビュー

第６期ささえあいプランを策定する基礎資料として、障害者団体、ボランティア団体等に「ささえあいプラン策定に伴う意見交換会(グループインタビュー)」を実施しました。期間は令和２年７月から 10 月で、13 団体の皆様と意見交換を行いました。

【住まいについて】

・グループホームに子どもが入り一番安心したのは、24 時間スタッフがいること。
・最後にはグループホームに入るよりないと思うが、ルール違反しないか心配。
・グループホームで、ショートステイの利用をしている。本人も喜んで利用している。良い経験をさせてもらっており、これからもお願いしたい。
・本人は家で過ごすことが好きなので、将来も自宅で過ごせると良いと思う。そういった生活への支援もあると良い。
・グループホームってなに？(小学生の保護者)
・グループホームの生活の様子について知る機会があると良い。

【就労について】

・まだ小学生だが、18 歳になって就職できるか心配である。
・一般就労が難しい障害の重い子は、一生親が面倒を見なければならないのか。
・「体は(就労支援施設に)行きたいと思うが、脳が行きたくない」と言って継続して通えない。「それは違うよ」と声かけすると「もういい、やめる」となってしまう。「そうだよね」と受け止めるよりない。
・今の就労支援施設での仕事は楽しい。
・障害者の働いている姿を発信して欲しい。
・市内企業で理解してくれるところもある。
・障害者雇用をしている企業をもっとオープンにして欲しい。
・障害者雇用アドバイザーという方がいることをテレビで知った。そのような方がいる企業をもっと市でバックアップしてほしい。
・当事者や学校側からのニーズは伝えられるが、企業側のニーズがわからない。そこをコーディネートする人が必要。

【福祉サービスについて】

・対面朗読サービスは、福祉事業としてよりも図書館事業としてやって欲しい。福祉事務所に申込んだり、読んで欲しい本を福祉事務所へ申込んだりするのはおかしい。
・スマホやパソコンに詳しい、パソコンボランティアさんがいたら良い。
・デイサービスを利用している。食事は美味しく、お風呂も気持ちいい。職員の皆さんもやさしい。
・講演会などが開催される際、行きたくても行けないという声を聞く。障害者でも気

軽に行けるような配慮があれば良いと思う。
・糸魚川市が何をしているか見えていない。ささえあいプランも知らない。

【社会参加・余暇活動について】
・余暇活動の支援は難しい。何をしていいかわからず、辛い時間を過ごしている人もいるではないかと思う。
・新型コロナウイルス感染症の影響で、遠出ができなかったり、いつも来ていた親族などが来られないのが残念。以前のように行ったり来たりできるようになると良いと思っている。
・行事も、コロナでなかなかできなかった。対策を取りながら少しずつ活動を再開している。先日、焼きそばづくりも、どんな野菜を入れるかみんなで相談するところから始めて、買い物に行って、みんなで考えてやってみた。

【市民の理解について】
・偏見がある。活動を広報に載せて欲しい。
・人に中々相談できない。子どものために１日でも長生きしなければ。
・「お早うございます。今日も頑張ってね」という人もいれば、理解がない人もいる。
・高齢者、障害者への対応についてもっと周知や理解を広げて欲しい。
・広く一般的に見れば、まだ理解が進んでいないと感じる。
・障害がある人本人が、周りに遠慮しながら外出している…という気がする。
・障害者の方にどう声を掛けていいかわからない。声を掛けると「自分で出来ます」と言われる。市民講座で関わりを教えて欲しい。
・ヘルプサインを出すのは難しい。ちょっとお願いと言いやすい社会になるといい。
・知的障害、発達障害の親御さんは肩身が狭い思いでいる。市民の理解は一歩一歩。
・手話言語条例についてミニ講座も開設したし、手話通訳も設置され前進した。
・幼い頃から生活している地元では、障害を持っていることも周囲の方々は知っていて声をかけてもらったりしながら生活している。

【災害対応について】
・防災について。災害の際に避難所はどこか、民生委員は誰なのかなどを連絡するための訪問が１年に１回でも良いからあると良い。
・避難訓練は、高齢者や障害者など動けない人は参加できていない。
・避難所で手話通訳とわかる腕章が欲しい。
・障害別の避難所があればよい。

【医療・施設について】
・リハビリを受けるために富山や長岡まで行かなければならない。糸魚川市の医療機関がもっと充実するとよい。
・重度心身障害児が通える施設が不足している。

【交通について】

・JR みどりの窓口が廃止される。割引はどう申請すればいいのか。
・おでかけパスで、作業所に通わせてもらっている。
・バスが不便になった。用件の場所に行っても帰るバスがない。
・移動にタクシーを利用することが多いので、タクシー券を増額して欲しい。
・自動車免許が取得できない子の場合、通勤がネックになり就職先が選べない。通勤支援があるとよい。
・お出かけパスを使っているが、安い価格で利用できて良い。

【団体・ボランティアについて】

・高齢化している。足がなく役員だけで動いている。
・新規参加者がいない。
・身体障害者会が、視覚障害や聴覚障害など様々な障害の総とりまとめの会になって欲しい。市の障害者のことを代表して、皆さんの意見を吸い上げて欲しい。
・ボランティアをする人が年々少なくなっている。運転するボランティアがいないと聞いたことがある。
・皆さんスマートフォンを持っている。広報も AI 化すると自分達の活動がなくなってしまうのではないか。

【その他】

・今回のような意見交換をする場が、時々あると良いと思う。
・人間関係が難しい。それが上手く行けばいいのだが。それを聞く家族も辛い。
・子どもが作業所に通っているが、話しかけても答えない。どう接すれば良いのか。
・障害者を抜きにして、障害者のことを決めないでください。
・障害児をもつ親を雇っている会社に対して、何か助成等があれば休暇がとれる。
・道路の段差などがもっと無くなれば、車いすや歩行器で移動できる。

バタバタまつりでの障害者体験

手話ミニ講座

２　第６期ささえあいプラン作成のための市民アンケート調査

【概要】○調査期間　　令和２年７月 10 日から７月 31 日
○調査対象者　850 人
（令和２年６月１日現在　20 歳から 70 歳までの市民を無作為抽出）
○回 答 数　　356 人　（回答率　41.9%）

問1　あなたの性別はどちらですか

	回答数	%
1 男性	142	39.9
2 女性	211	59.3
無回答	3	0.8
計	356	100.0

問2　今年4月1日時点での年齢を教えてください

	回答数	%
1 20～29歳	38	10.7
2 30～39歳	56	15.7
3 40～49歳	71	19.9
4 50～59歳	92	25.8
5 60～70歳	98	27.5
無回答	1	0.3
計	356	99.9

問3　現在あなたがお住まいの地域はどちらですか

	回答数	%
1 糸魚川地域	203	57.0
2 能生地域	76	21.3
3 青海地域	73	20.5
無回答	4	1.1
計	356	99.9

問4　あなたの身近に、障害のある方がいますか

	回答数	%
1 障害の手帳を持っている人がいる	130	36.4
2 障害があると思われる人がいる	48	13.4
3 いない	154	43.1
4 わからない	20	5.6
無回答	5	1.4
計	357	99.9

⇒問４で「1」「2」に〇をつけた方にお聞きします。それはあなたからみてどなたですか(複数回答可)

	回答数	%
1 配偶者	7	3.2
2 親	42	19.7
3 兄弟姉妹	19	8.9
4 こども	10	4.7
5 祖父母	7	3.3
6 孫	4	1.9
7 親族	25	11.7
8 友人	13	6.1
9 職場	33	15.5
10近所	33	15.5
11本人	6	2.8
12その他	14	6.5
無回答	9	
計	222	99.8

問５（１） この３年間で、糸魚川市で障害のある方への理解や差別の解消が進んだと思いますか

あなた自身	回答数	%
1 進んだ	41	11.5
2 やや進んだ	77	21.6
3 どちらとも言えない	153	43.0
4 あまり進んでいない	42	11.8
5 進んでいない	26	7.3
無回答	17	4.8
計	356	100.0

地域	回答数	%
1 進んだ	8	2.2
2 やや進んだ	49	13.8
3 どちらとも言えない	194	54.5
4 あまり進んでいない	49	13.8
5 進んでいない	29	8.1
無回答	27	7.6
計	356	100.0

学校	回答数	%
1 進んだ	13	3.7
2 やや進んだ	50	14
3 どちらとも言えない	188	52.8
4 あまり進んでいない	26	7.3
5 進んでいない	21	4.9
無回答	58	16.3
計	356	99

職場	回答数	%
1 進んだ	21	5.9
2 やや進んだ	65	18.3
3 どちらとも言えない	161	45.2
4 あまり進んでいない	42	11.8
5 進んでいない	28	7.9
無回答	39	11.0
計	356	100.1

家族の中	回答数	%
1 進んだ	17	4.8
2 やや進んだ	64	18.0
3 どちらとも言えない	189	53.1
4 あまり進んでいない	29	8.1
5 進んでいない	24	6.7
無回答	33	9.3
計	356	100.0

問５（２）
(1)で「進んだ」「やや進んだ」「どちらとも言えない」を一つでも選んだ方に伺います。
障害への理解が進んだと思う理由は何ですか（複数回答可）

	回答数	%	実数%
1 パラリンピックなど障害のある方の活躍がよく紹介されるようなった	151	29.0	47.3
2 広報などで障害に関する理解を深める情報が充実してきた	54	10.4	16.9
3 学校などの福祉教育、障害のある子どもとの交流が充実してきた	59	11.3	18.5
4 企業での障害者雇用が増えてきた	84	16.2	26.3
5 障害のある方をよく見かけるようになった	59	11.3	18.5
6 地域の行事等に障害のある人が参加するようになってきた	25	4.8	7.8
7 障害に関するイベント、講演会が定着してきた	18	3.5	5.6
8 その他	33	6.3	10.3
無回答	37	7.1	11.5
計	520	99.9	

問５（３）
(1)で「あまり進んでいない」「進んでいない」「どちらとも言えない」を一つでも選んだ方に伺います。
理解が進んでいないと思う理由は何ですか（複数回答可）

	回答数	%	実数%
1 障害を受け入れられない意識がまだ根強い	85	13.9	27.8
2 障害に関する理解に必要な情報がまだ不足している	129	21.0	42.2
3 障害のある方が活躍できる職場の環境（制度や支援）が整っていない	88	14.4	28.8
4 学校などの福祉教育、障害のある子どもとの交流が十分でない	30	4.9	9.8
5 まちの施設や交通などバリアフリーが十分でない	74	12.1	24.2
6 地域の中での交流がまだ不十分である	66	10.8	21.6
7 障害者が活動できる場が少ない	79	12.9	25.8
8 その他（	12	2.0	3.9
無回答	50	8.2	16.3
計	613	100.2	306.0

問6　あなたは、障害のある人（ご家族以外）とどのように関わっていますか（複数回答可）

	回答数	%	実数%
1　学校で一緒に学んでいる	2	0.5	0.6
2　職場で一緒に働いている	67	15.7	19.5
3　趣味・スポーツ活動を一緒にしている	12	2.8	3.5
4　自治体活動や社会貢献活動を一緒にしている	8	1.9	2.3
5　障害福祉サービスの提供に携わっている	16	3.8	4.7
6　NPO・ボランティア団体に所属して支援している	3	0.7	0.9
7　障害者が働く店に行き、製品を買うようにしている	19	4.5	5.5
8　障害福祉のための募金活動に協力している	26	6.1	7.6
9　障害について学ぶ研修・講座に参加したことがある	44	10.3	12.8
10インターネットを活用して障害のある人と交流している	2	0.5	0.6
11特に関わりはない	194	45.5	56.4
12その他	21	4.9	6.1
無回答	12	2.8	3.5
計	426	100.0	

問7　あなたの身近な障害のある人への対応についておたずねします。

（1）あなたは、障害のある人との近所づきあいはどの程度していますか（1つに○）

	数	%
1　困っていることがあれば助け合うようなつきあい	29	8.0
2　会えば挨拶や立ち話をする程度	57	15.6
3　障害の有る無しに関わらず同じように付き合っている	97	26.6
4　特に関わりはない	165	45.3
5　その他	7	1.9
無回答	9	2.5
計	364	99.9

（2）あなたが障害のある人に支援しやすいのはどんなかたちですか（複数回答可）

	数	%	実数%
1　察して、こちらから手をさしのべる	79	14.8	22.4
2　近所の人と話し合って、一緒に支える	46	8.6	13.0
3　当事者から頼まれたら、できることをする	208	39.0	58.9
4　自治会や市役所、市社会福祉協議会の援助があれば支援したい	55	10.3	15.6
5　NPO・ボランティア団体に所属して組織的に支える	11	2.1	3.1
6　市役所や市社会福祉協議会、専門の事業者に任せたい	60	11.3	17.0
7　わからない	63	11.8	17.8
8　その他	8	1.5	2.3
無回答	3	0.6	
計	533	100.0	

(3) あなたは、日頃の生活の中で、障害のある人にどんな支援ができますか。（複数回答可）

	数	%	実数%
1 本人の話し相手	97	15.2	28.2
2 障害のある方の家族の話し相手	49	7.7	14.2
3 ごみ出しなど家事の手伝い	40	6.3	11.6
4 外出の代行（買い物や犬の散歩）	17	2.7	4.9
5 外出時の運転	33	5.2	9.6
6 外出の同行・つきそい	29	4.5	8.4
7 読み書き等の代行	22	3.4	6.4
8 安否確認・見守り	114	17.8	33.1
9 緊急時の連絡	71	11.1	20.6
10特にできることはない	48	7.5	14.0
11何をしていいかわからない	91	14.2	26.5
12その他（	16	2.5	4.7
無回答	12	1.9	
計	639	100.0	

問8 あなたは、障害のある人に対する災害時における避難について、市や地域にはどんな支援や配慮が必要と考えますか（複数回答可）

	数	%	実数%
1 災害情報や避難情報が確実に得られる環境づくり	176		51.2
2 障害等に対応した避難場所のきめ細かな確保	130		37.8
3 障害等に対応した治療、薬、非常食などのきめ細かな確保	98		28.5
4 避難経路や避難施設のバリアフリー化	131		38.1
5 日頃から避難施設になじんでおけるような機会づくり	70		20.3
6 障害者等を加えた地域で行う防災訓練・避難訓練の実施	103		29.9
7 各小学校地区避難所運営委員会などへの障害者等の参加	24		7
8 障害者をめぐる家族・地域・学校・職場・医療機関等の連絡体制の確保	112		32.6
9 地域住民同士の日頃からの関係づくりと地域の中の支援体制づくり	99		28.8
10公的機関による確実な支援体制の確保	95		27.6
11災害時要援護者に対応できる災害ボランティアの確保	85		24.7
12わからない	25		7.3
13その他（　　）	5		1.5
無回答	12		
計	1165		344

問9 あなたは、「障害者差別解消法」について知っていますか（1つに○）

	数	%
1 名称も内容も知っている	22	6.2
2 名称を聞いたことがあるが、内容は知らない	102	28.7
3 知らない	218	61.2
無回答	14	3.9
計	356	100.0

問10　あなたは障害者差別解消法で求められる「合理的配慮」について知っていますか（1つに○）

	数	%
1　名称も内容も知っている	19	5.3
2　名称を聞いたことがあるが、内容は知らない	57	16
3　知らない	267	75
無回答	13	3.6
計	356	

問11　あなたは障害のある人の権利が損なわれないようにするために、どのような手助けや取り組みがあるとよいと思いますか（複数回答可）

	数	%	実数%
1　困りごとをなんでも相談でき、助言をしてくれる相談窓口	202	26.6	58.4
2　弁護士など法律の専門家や法律上の問題をあつかう相談窓口	57	7.5	16.5
3　自分の代わりに交渉ごとや財産等の管理をしてくれるサービス	82	10.8	23.7
4　障害のある人の権利が損なわれたときの苦情を受けつけ、必要に応じて調査や指導などをおこなう第三者による制度	107	14.1	30.9
5　障害のある人の権利について、障害のある人自身が学ぶ機会を増やすこと	94	12.4	28.0
6　障害のある人の権利について社会の意識を高めること	158	20.8	45.7
7　その他（　　）	11	1.4	3.2
8　わからない	39	5.1	11.3
無回答	10	1.3	2.9
計	760	100.0	346.0

問12　あなたは、次の福祉サービスや市の施策を知っていますか

	内容を知っている	%	聞いたことあるが内容知らない	%	知らない	%	無回答	%
糸魚川市ささえあいプラン	8	2.2	76	21.3	251	70.5	21	5.9
相談支援専門員による相談	73	20.5	97	27.2	165	46.3	21	5.9
ホームヘルプ	112	31.5	117	32.9	107	30.0	20	5.6
生活介護	136	38.2	133	37.4	70	19.7	17	4.8
訪問入浴	176	49.4	106	29.8	59	16.7	15	4.2
就労継続支援	58	16.3	107	30.1	171	48.0	20	5.6
障害者理解促進事業補助金	19	5.3	77	21.6	240	67.4	20	5.6
施設入所支援	91	25.6	117	32.9	129	36.2	19	5.3
グループホーム	163	45.8	131	36.8	47	13.2	15	4.2
障害者交通費助成	92	25.8	88	24.7	161	45.2	15	4.2
発達支援センターめだか園	91	25.6	87	24.4	163	45.7	15	4.2
こども療育ガソリン代助成	23	6.5	38	10.7	278	78.1	17	4.8
放課後等ディサービス	53	14.9	64	18.0	222	62.4	17	4.8
学校への障害理解出前授業	24	6.7	53	14.9	261	73.3	18	5.1
補装具の支給	65	18.3	61	17.1	216	60.7	14	3.9
手話言語条例	19	5.3	41	11.5	278	78.1	18	5.1
市役所での手話通訳者設置	31	8.7	44	12.4	263	73.9	18	5.1
手話通訳者の派遣	31	8.7	46	12.9	261	73.3	18	5.1
レスパイト入院	28	7.9	18	5.1	292	82.0	18	5.1
ヘルプカード	42	11.8	58	16.3	238	66.9	18	5.1
成年後見制度	104	29.2	79	22.2	158	44.4	15	4.2

問13　次にあげる市内の障害者の団体やボランティア団体をご存じですか

	知っている	%	聞いたことがある	%	知らない	%	無回答	%
糸魚川市身体障害者会	25	7	104	29.2	221	62.1	6	1.7
糸魚川市家族会	21	5.9	78	21.9	248	69.7	9	2.5
クレヨンの会	21	5.9	89	25	237	66.6	9	2.5
糸魚川市ろうあ協会	21	5.9	70	19.7	256	71.9	9	2.5
いとよ朗読奉仕会	22	6.2	56	15.7	271	76.1	7	2
点訳友の会	11	3.1	50	14	287	80.6	8	2.2
えがおの会	10	2.8	50	14	290	81.5	6	1.7

問14　障害のある人もない人も自分らしく暮らせるまちにするために、今後あなたが特に重要と思うことは何ですか（複数回答可）

	数	%
1　医療・福祉・教育・就労などの一体的なネットワークづくり	189	54.8
2　障害を早期に発見・受容できるようにする支援の充実	112	32.5
3　障害福祉を支える人づくり（福祉保健人材の育成）	151	42.4
4　まちや施設のバリアフリー化の推進	131	38
5　情報のバリアフリー化、情報通信機器活用の推進	49	14.2
6　心のバリアフリーの推進	157	45.5
7　障害のある・なしに関わらず一緒に学べる教育環境づくり	106	30.7
8　働いて自立できる環境づくり（就労支援の充実）	187	54.2
9　障害のある人が安心して暮らせる居住の整備	125	36.2
10自宅での生活を支えるサービスの充実	98	28.4
11近所づきあいの促進、地域コミュニティの活性化	76	22
12NPO・ボランティアなど、市民活動・地域活動の推進	50	14.5
13障害に関わらず誰もが参加・貢献するまちづくり	106	30.7
14よりよく生きるために必要な情報や相談体制の充実	104	30
15その他（　　）	9	2.6
無回答	11	3.2

３　事業所アンケート

市内の障害福祉事業所で働く職員や障害者支援を行うボランティア団体のメンバーへアンケートを実施し、障害者福祉に対しての意見をお聞きしました。

このアンケート結果から、本人や職場では、障害のある方への理解や差別の解消は進んだ・やや進んだと思う一方で、家族や社会全体の中では、どちらともいえないと感じています。また、市の福祉サービスや施策についての評価もお聞きしました。

アンケートでいただいた意見を抜粋すると、以下のとおりです。

○この３年間で、障害のある方への理解や差別の解消が進んだと思いますか？

①あなたご自身で

進んだ	16 人
やや進んだ	41 人
どちらとも言えない	18 人
あまり進んでいない	5 人
進んでいない	1 人

②社会全体で

進んだ	1 人
やや進んだ	28 人
どちらとも言えない	32 人
あまり進んでいない	15 人
進んでいない	5 人

○この３年間で、市の福祉サービス、施策の評価をお聞かせください。

①社会参加への支援

評価できる	8 人
少しは評価できる	35 人
あまり評価できない	15 人
評価できない	4 人
わからない	19 人

②相談支援の充実

評価できる	14 人
少しは評価できる	30 人
あまり評価できない	17 人
評価できない	6 人
わからない	14 人

③バリアフリーへの取り組み

評価できる	5 人
少しは評価できる	31 人
あまり評価できない	25 人
評価できない	8 人
わからない	12 人

④障害支援従事者への支援

評価できる	1 人
少しは評価できる	28 人
あまり評価できない	25 人
評価できない	8 人
わからない	19 人

○障害者福祉に対してのご意見

- 障害のある方が、地域で生き生きと過ごせるための、周囲の理解の促進をお願いしたい。
- 市で様々な施策をしていることと思うが、情報が届かず分かりにくい。
- 障害理解、差別解消には、幼少からの早期教育が重要と思う。就学前の教育、小学校教育が充実されるといい。
- 市民が知らないことが多く、当事者にならないとわからないこともあるので、周知して、障害に対していろいろな方から意識して理解が進めば良いと思います。
- 障害者雇用の理解のため、企業向けの講演会等を行ってはどうか。
- 市内まで出てくるのが大変な方もいると思う。山間部等で活動や居場所のようなところがあると良いのでは。
- 精神障害の方の健康維持のためには、安定的な精神科医療体制が欠かせません。週５日の精神科医療体制を望みます。
- 市主催で定期的な障害者向けスポーツやレクリエーションがあると良いと思った。
- 広く市民に向けた啓発活動に力を入れていただきたい。
- 市職員の障害者への意識づけの強化（研修）が必要。
- 障害を持っている人も高齢化が進んでいます。医療の充実と障害をもつ高齢者が暮らしやすい環境を考えて欲しい。
- 障害者本人の支援と同時に、家族の不安を解消するような相談支援やサービスがまだまだ不足しており、必要だと感じます。

第３章　糸魚川市ささえあいプラン（障害者計画）

第１節　第５期計画の成果

平成 30 年３月に策定した第５期計画では、「自立と共生の社会を実現し、みんなでささえあう糸魚川」を基本方針として、６つの施策の柱に区分し、それぞれの施策の方向を掲げて、これをもとに各種障害福祉施策を推進してきました。

第５計画の施策の体系と取組の成果について以下のとおりです。

１　第５期計画の施策体系

施策の柱	施策の方向
１　相談支援体制の強化	（1）相談窓口の充実 （2）情報提供の充実 （3）権利擁護体制の充実
２　日常生活支援の充実	（1）日常生活支援サービスの充実 （2）経済的支援
３　就労支援・雇用促進	（1）企業への就労機会の拡大 （2）福祉的就労の支援 （3）就労に関する相談と支援
４　療育・教育・子育て	（1）療育の充実 （2）学校教育の充実 （3）子育て支援の充実 （4）医療的ケア児への支援
５　安全・安心な生活の確保	（1）防災対策の推進 （2）人にやさししいまちづくり （3）健康づくりの支援・医療体制の充実 （4）住まいの確保・充実
６　啓発と広報	（1）障害の正しい理解 （2）福祉教育の充実 （3）障害者団体との協働 （4）ボランティアの充実

２　取組の成果と課題

１　相談支援体制の強化

相談窓口の充実
・障害相談の充実として、一般相談に対応できる事業として新たに 1 か所委託を開始し、市全体で３事業が幅広く一般相談に対応出来るようにしました。 ・基幹相談支援センターの設置に向けて、糸魚川の資源の中で開設が可能か、自立支援協議会部会等で検討を行っています。 ・令和２年度に地域生活支援拠点を開設し、緊急事態に対応する相談体制を開始しました。 ・65 歳を迎えて介護保険サービスへ移行となる障害者について、地域包括支援センターと連携し、介護移行の地域ケア会議を実施しました。
情報提供の充実
・手話奉仕員養成講座を開催しました。修了者数 44 人 （平成 30 年度～令和 2 年度延べ） ・手話ミニ講座を開設し、市民が気軽に手話を体験できるようにしました。 ・視覚障害者への対面朗読を自宅でも出来るようにしました。 ・図書館に拡大読書器を設置しました。
権利擁護体制の充実
・成年後見制度の利用について、身寄りのない障害者に対して、市での申立てを実施しました。 ・社会福祉法人が実施を予定している「成年後見制度法人後見」に助成を行い、継続的な後見制度に向けて支援を開始しました。 ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、障害者差別解消支援地域協議会を設置し、障害者差別に関する相談体制の整備等を検討しました。

２　日常生活支援の充実

日常生活支援サービスの充実
・「ホームつくし糸魚川」、「グループホーム ハウズ ルーエ」の２か所のグループホームが開設し、入所が 20 床、短期入所 1 床が増床しました。
経済的支援
・障害者交通費助成額を平成 30 年度、令和 2 年度に増額しました。

３　就労支援・雇用促進

企業への就労機会の拡大
・障害者雇用の理解のため「障害者雇用バスツアー」を実施し、理解が深まるとともに企業の中で障害者を支援する人材の確保など課題も浮かび上がりました。 ・障害者雇用に対する理解を進めるため、就労支援部会で「障害者就労ＤＶＤ」を作成し、特別支援学校や就労支援事業所の講演会等で活用しました。 ・就労定着支援を平成 30 年度から開始しました。 ・農福連携について就労支援部会で、実施に向けて検討を開始しました。
福祉的就労の支援
・就労支援部会を定期的に開催し、情報共有をする中で、障害者就労に向けて課題を整理し、企業に向けて情報発信を行い障害者就労への理解を進めました。
就労に関する相談と支援
・就労支援部会とこども部会の合同会議を開催し、子ども時代からの支援の必要性を共有し、市内３高校教諭に、18 歳以降の就労の課題について説明しました。 ・特別支援学校生徒に対する支援を学校、相談支援専門員、行政で連携し行いました。

４　療育・教育・子育て

療育の充実
・医療機関・保健所・福祉事業所・上越圏域センター・行政機関の関係者による「こども部会」を立ち上げ、糸魚川市の障害児を支える保健・福祉・医療について検討を行いました。
子育て支援の充実
・市外の専門施設で療育を行う子どもが多く、ガソリン代助成を開始しました。 ・糸魚川総合病院でレスパイト入院の取組が始まりました。

５　安全・安心な生活の確保

防災対策の推進
・障害者団体と行政で災害時の避難について意見交換会を実施しました。 ・障害者の災害時の避難について、相談員連絡会議において検討を開始しました。
人にやさしいまちづくり
・移動等円滑化（バリアフリー）促進方針推進協議会等において、障害者団体と意見交換を行いました。また、障害者団体とまち歩き点検を行い、改善に努めました。
住まいの確保・充実
・居住部会を開催し、「住まいやくらしについてのアンケート調査」の実施や「地域生活支援拠点」整備を進めました。 ・ホームつくし糸魚川、グループホーム　ハウズ　ルーエと２つのグループホームの開設支援を行いました。世話人など支援者の確保が課題になっています。 ・グループホームの要望のある地域で開設について関係者で話し合いを行いました。

６　啓発と広報

障害の正しい理解
・「バタバタまつり」、「みずほ祭」、「ささゆりフェスタ」などのイベントを開催し、市民への啓発を行いました。 ・令和元年度市役所で「障害者美術館」を開催。各福祉サービス事業所でも積極的に、利用者の芸術作品の展示を行い障害者への理解を進めました。 ・広報いといがわで平成 30 年度から２年間「障害福祉あれこれ」、「ひとくち手話」を掲載し、こころのバリアフリーについて周知しました。
福祉教育の充実
・市内の小学校に福祉教育の「出前授業」を行い、視覚障害と聴覚障害の当事者からお話をいただき、子どものころからの障害者理解を進めました。 ・こころのバリアフリー講座を糸魚川白嶺高校福祉コースで実施し、障害者との交流の中でお互いの理解を深めました。 ・糸魚川高校で相談支援専門員による障害福祉の講義を行い、障害福祉への関心を啓発しました。
ボランティアの充実
・団体への運営費の助成、広報でのボランティア団体の紹介、意見交換を行いました。

第２節　第６計画の基本方針と体系

第６期の基本方針を**「Ｇ元気・Ｅ笑顔・Ｏ応援」**と定め、障害者も家族も支援者も市民も笑顔になれるよう次の６つの施策の柱を設定し、体系的に推進します。

【基本方針】

Ｇ元気・Ｅ笑顔・Ｏ応援
障害者・家族・支援者・市民みんな笑顔の糸魚川に

施策の柱	施策の方向
１　相談支援体制の充実	（1）相談窓口の充実 （2）情報提供の充実 （3）権利擁護体制の充実
２　日常生活支援の充実	（1）日常生活支援サービスの充実 （2）経済的支援
３　就労支援・雇用の促進	（1）企業の障害者就労理解促進と支援 （2）福祉的就労の支援とネットワークづくり （3）就労に関する相談と支援
４　療育・教育・子育て	（1）一貫したつながる療育 （2）就学前及び学校教育の充実 （3）子育て支援の充実 （4）医療的ケア児への支援
５　安心して暮らせる場づくり	（1）防災対策の推進 （2）人にやさししいまちづくり （3）医療・福祉のネットワークづくり （4）住まいの確保・生活への支援
６　啓発と理解の促進	（1）子どものころからの障害者理解 （2）まちぐるみのバリアフリーの推進 （3）障害者団体との協働 （4）ボランティアへの支援

第３節　第５期の成果や課題を踏まえた見直し

第５期計画

施策の柱	施策の方向	主な取組	第５期計画の課題等
１ 相談支援体制の充実	(1)相談窓口の充実	①相談窓口の体制強化 ②相談支援会議の開催 ③一生を通じた相談支援	(団体･利用者) ・気軽に相談できる場が身近にあるといい (関係機関) ･相談件数が多く､相談支援専門員も足りない。 ・障害児の相談体制が十分でない。
	(2)情報提供の充実	①情報提供の充実 ②意思疎通支援の充実 ③手話言語条例の制定	(団体･利用者) ・手話通訳者が市役所に設置され良かった。 ･障害で広報等の情報が受信しにくいので改善してほしい。
	(3)権利擁護体制の充実	①成年後見制度等の充実 ②虐待防止対策 ③障害者への差別解消の取組	(団体･利用者) ･障害者差別解消法をより多くの市民に知ってもらいたい。 ･新しいお店が出来ても障害に対応しておらず行きづらい （関係機関） ・安定した成年後見制度が求められる。
２ 日常生活支援の充実	(1)日常生活支援サービスの充実	①訪問系サービスの充実 ②日中活動系サービスの充実 ③居住系サービスの充実 ④共生型サービスの充実 ⑤余暇支援の充実 ⑥移動サービスの充実 ⑦福祉用具支給の充実	(団体･利用者) ・緊急時に短期入所が利用できるといい。 ・余暇の過ごし方がわからない。 ・新しい障害支援機器を購入したい。 （関係機関） ・高齢障害者の介護保険への移行が進みにくい。
	(2)経済的支援	①各種手当の支給 ②各種助成制度や利用料の減免	（団体・利用者） ・交通費助成制度の交付金額を増額してほしい。
３ 就労支援・雇用の促進	(1)企業への就労機会の拡大	①地元企業との連携 ②企業等への制度の啓発 ③農福連携の推進	(団体･利用者・関係機関) ・市内企業へ障害者が就労して欲しい。 ･農福連携では､コーディネーターの確保など､構築は難しい。今実施しているものの見える化が必要。 (企業) ・障害者を雇用する際に支援が欲しい。 ・手帳はないが支援が必要な人がいる。
	(2)福祉的就労の支援	①就労継続支援の充実 ②工賃向上の支援	(団体･利用者) ・ある程度の工賃を確保してほしい。
	(3)就労に関する相談と支援	①就労の相談 ②就労支援部会の充実 ③特別支援学校卒業生の進路への対応	(団体･利用者、関係機関) ・障害者の雇用、就労についての相談窓口の ･特別支援学校からの一般就労で支援が途切れやすい。

第６期計画	
施策の方向	**主な取組**
(1)相談窓口の充実	①相談窓口の充実
	②一生を通じたつながる相談支援
	③緊急時の相談支援体制の充実
(2)情報提供の充実	①情報提供の充実
	②意思疎通支援の充実・手話言語条例の推進
(3)権利擁護体制の充実	①成年後見制度等の充実
	②虐待防止対策
	③障害者への差別解消の取組
(1)日常生活支援サービスの充実	①訪問系サービスの充実
	②日中活動系サービスの充実
	③居住系サービスの充実
	④共生型サービスへの円滑な対応
	⑤余暇支援の充実
	⑥移動サービスの充実
	⑦福祉用具支給の充実
(2)経済的支援	①各種手当の支給
	②各種助成制度や利用料の減免
(1)企業への障害者就労理解促進と支援	①地元企業との連携
	②企業等への制度の啓発
(2)福祉的就労の支援とネットワークづくり	①就労継続支援の充実
	②ネットワークを活用した工賃向上の支援
	③糸魚川スタイルの農福連携
(3)就労に関する相談と支援	①就労の相談
	②就労支援部会の充実
	③特別支援学校生徒等の進路への支援

第５期計画

施策の柱	施策の方向	主な取組	第５期計画の課題等
４ 療育・教育・子育て	(1)療育の充実	①療育等相談の充実	(団体･利用者) ・乳幼児期一貫して相談が受けられるように。 ・18 歳までどのような支援があるのか知りたい。
		②療育支援体制の充実	
	(2)学校教育の充実	①特別支援教育の充実	（関係機関） ・「相談支援ファイル」の活用を進めたい。
		②教育相談の充実	
	(3)子育て支援の充実	①放課後児童クラブ室との連携	(団体･利用者) ・安定して放課後等デイサービスを利用したい。 ・障害者の保護者同士で交流したい。 ・市外の療育機関に行くのが大変である。
		②放課後等デイサービスの充実	
	(4)医療的ケア児への支援	①福祉サービス等の充実	(団体･利用者) ・医療ケアが必要な障害児に対して、専門的な相談を受けられるようにしてほしい。 ・遠方の療育の交通費助成が始まり良かった。
		②相談支援の充実	
		③こども部会の設置	
		④遠方の医療機関受診者への交通費の支援	
５ 安心して暮らせる場づくり	(1)防災対策の推進	①防災・安全対策の実施	(団体･利用者) ・避難所では、障害者への配慮をしてほしい。 ・避難訓練にも参加しづらい。
		②緊急時の情報発信	
	(2)人にやさしいまちづくり	①ハード面のバリアフリー	(団体･利用者) ・店舗には障害者に配慮した運営をして欲しい。
	(3)健康づくりの支援･医療体制の充実	①健康面での支援	(関係機関) ・健康問題から手帳取得する人が増えた。 ・生活管理が難しく、健康を害する障害者がいる。
		②医療面での支援	
	(4)住まいの確保・充実	①住まいの確保・充実	(団体･利用者)・グループホームが出来て安心した。 （関係機関）・支援者が足りない。
		②居住部会の開催	
６ 啓発と理解の促進	(1)障害の正しい理解	①こころのバリアフリー	(団体･利用者) ・障害者に対する市民への理解を子ども時代から進めてほしい。 ・広報等で啓発をしてほしい。 (関係機関) ・アンケートで「地域で障害者への理解が進んだ」と答えた人が少なかった。
		②広報等による住民の理解・啓発	
		③イベント等による啓発	
		④福祉事業所が連携した啓発の取組	
	(2)福祉教育の充実	①学校における福祉教育の充実	(団体･利用者) ・小さいうちから障害に触れ合えるような教育を行ってほしい。
		②特別支援学校との交流	
	(3)障害者団体との協働	①障害者団体との協働	(団体･利用者) ・障害者同士の話し合いやスポーツなどの交流できる場があるといい。
		②障害者同士の交流	
	(4)ボランティアの充実	①障害者ボランティア団体への支援	(団体・利用者・関係機関) ・メンバーが高齢化し運営が難しい。 ･民間を巻き込んだボランティア活動を考えたい。
		②市民ボランティアの充実	

第６期計画	
施策の方向	**主な取組**
(1)一貫したつながる療育	①一貫した療育・相談の充実
	②療育支援体制の充実
(2)就学前及び学校教育の充実	①就学前教育の充実
	②特別支援教育の充実
	③教育相談の充実
(3)子育て支援の充実	①放課後等デイサービスの充実
	②安定した子育てへの支援
	③経済的支援
(4)医療的ケア児への支援	①福祉サービス等の充実
	②相談支援の充実
	③こども部会での検討
(1)防災対策の推進	①防災・安全対策の実施
	②緊急時の情報発信
(2)人にやさしいまちづくり	①ハード面のバリアフリー
(3)医療・福祉のネットワークづくり	①健康面での支援
	②医療面での支援
(4)住まいの確保・生活への支援	①住まいの確保・充実
	②居住部会の開催
(1)子どものころからの障害者理解	①学校における福祉教育の充実
	②特別支援学校との交流
(2)まちぐるみのバリアフリーの推進	①こころのバリアフリー
	②広報等による住民の理解・啓発
	③イベント等による啓発
	④福祉事業所が連携した啓発の取組
(3)障害者団体との協働	①障害者団体との協働
	②障害者同士の交流
(4)ボランティアへの支援	①障害者ボランティア団体への支援
	②市民ボランティアの充実

第４節　施策別計画

１　相談支援体制の充実

現状と課題

(1) 相談支援体制

本市の相談体制は、市役所のほか「地域生活支援センターこまくさ」と「障害者相談支援事業所エスポアールはやかわ」、「相談支援センターみずほ」に委託し、障害のある人からの様々な相談に対応しています。

福祉サービスを利用している人への計画相談支援では、市内では障害者相談は３事業所、障害児相談は３事業所が業務を行っていますが、福祉サービス利用者が増える中で、相談員の不足、特に子どもへの相談員の不足が課題となっています。

より複雑で専門的な相談が増え、現在は上越圏域地域生活支援センターから相談員へのスーパーバイズ等を行っていますが、今後は基幹相談支援センターの設置を目指し、各相談支援事業所と連携した相談体制が求められています。

また、高齢障害者の介護保険制度への移行を円滑に行うため、地域包括支援センターと連携しながら支援を行うよう進めています。

(2) 情報提供

情報提供については、ホームページや広報等でお知らせしていますが、全ての方が情報を確実に受け取ることができるよう、多様な情報発信が求められています。

聴覚障害のある人には、令和元年度から市役所において「手話通訳者」の設置が始まりました。手話通訳者の育成のため「奉仕員養成講座」を実施し、また、市民から手話に関心を持ってもらうため、市民向け「手話ミニ講座」を開始しました。

視覚障害のある人には、ボランティア団体による文書の点訳や広報の音声録音ＣＤの配付や本や郵便物などを対面で読んでもらう対面朗読を実施しています。しかし、情報提供は十分とは言えないのが現状です。

(3) 権利擁護

障害者差別については、平成 30 年度より「糸魚川市障害者差別解消支援地域協議会」を開催し、障害者の権利について共有化を図っていますが、より多くの市民から理解を深めてもらう必要があります。

また、令和２年度から市全体の安定した成年後見制度のため、成年後見法人後見を予定している社会福祉法人に助成を開始しました。

障害者虐待は、養護者による経済的虐待など、家族のとらえ方の違いによるものも見られ、虐待への理解を進め、適切な対応について啓発に努める必要があります。

施策の方向

(1) 相談窓口の充実

推進施策	取組内容
① 相談窓口の充実	・総合的・専門的な相談に対応する「基幹相談支援センター」の設置を検討し、相談窓口体制を強化します。 ・一般相談を充実し、福祉サービス利用に関わらず、ひきこもり等も含めた「まずは気軽に相談できる」体制を整え、関係機関とつなぐ役割を担います。 ・子どもの相談は、乳幼児期から学齢期まで一貫して行い、相談支援専門員と他の専門職ともつながる中で相談できる体制づくりを行います。
② 一生を通じたつながる相談支援	・「相談支援会議」を開催し、福祉事業所の担当者間で、支援が困難な方の検討を行い、課題を掘り起こし、よりよい支援につなげます。 ・「相談員連絡会議」を月２回開催し、相談支援専門員間の横のつながりを持ち、地域全体として相談の質を高めます。 ・障害のある人にとって、生まれてから高齢期になるまで、息の長い支援が必要です。家庭、地域、専門機関、医療機関、教育機関、地域包括支援センター、行政など、関係機関のネットワーク化を進め、継続性のある支援体制を強化します。 ・介護保険の対象となる人に対しては、相談支援専門員と地域包括支援センター、介護保険のケアマネージャーと連絡調整しながら移行できるよう、つないでいきます。
③ 緊急時の相談体制の充実	・障害者の重度化、高齢化により、保護者が急に介護できない場合の緊急相談が求められています。「地域生活支援拠点」を整備することにより、緊急時の相談についても対応できるようにします。

(2) 情報提供の充実

推進施策	取組内容
① 情報提供の充実	
	・障害のある方でも分かりやすく、使いやすいホームページづくりに努めます。 ・ボランティア団体による声の広報や、点訳などを継続するとともに、音声訳による対面朗読についても、朗読者を派遣して誰でも利用できる体制にします。 ・「障害者福祉のしおり」を毎年作成し、広く希望者に配布します。また音声での聞き取りが可能になるように音声化も検討します。
② 意思疎通支援の充実・手話言語条例の推進	
	手話言語条例に基づき、手話の普及や啓発を進める中で、聴覚障害者とそれ以外の住民が互いを尊重し共生できる地域づくりを進めます。 ・市役所での手話通訳者の設置を継続します。 ・手話通訳を必要とする聴覚障害のある人に手話通訳者を派遣します。 ・手話通訳者育成のための養成講座を継続して実施するとともに、より手話に親しんでいただくために市民向けミニ講座を開催します。

(3) 権利擁護体制の充実

推進施策	取組内容
① 成年後見制度等の充実	
	国が定める成年後見制度利用促進計画に基づき、以下の３つの施策を取り組んでいきます。 **Ⅰ 成年後見制度の理念の尊重** ・成年後見制度の理念である「ノーマライゼーション」「自己決定権の尊重」に基づき、地域において、権利擁護に関する支援が必要な人の早期発見・支援のため、相談支援事業所や地域包括支援センター、民生委員等への制度の研修会を実施します。

	・成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用支援を行い、必要時には成年後見制度の市長申立てを活用し、利用につなげます。 ・制度活用の有効なケースなどを具体的に把握し、地域で普及啓発活動を実施している団体と連携し、制度のメリットを理解できるよう、地域での普及啓発を進めます。 **Ⅱ　地域の需要に対応した利用の促進** ・後見人の人材が不足している現状から、市民後見人の養成を行います。 ・法人後見を実施する社会福祉法人に助成を行います。 ・申立ての費用、報酬等の影響により、申立てに至らないケースもあることから、必要に応じ支援を行います。 **Ⅲ　成年後見制度の体制づくり** ・糸魚川市成年後見制度利用支援体制検討委員会を通して、国が示す地域連携ネットワークの展開について検討していきます。 ・弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉司等の専門職とのケース会議を通し、本人を支えるチーム作りに努めます。
②　虐待防止対策	
	・障害者施設の職員、相談支援専門員、保護者等を対象に、虐待に関する理解の促進を図り、虐待防止の啓発に努めます。 ・相談体制の充実を図り、未然防止等の取組を進めます。 ・関係機関等との密接な連携のもと、早期発見・早期対応に努めます。 ・虐待を受けた障害のある人への心のケアや支援を行います。
③　障害者への差別解消の取組	
	・障害者差別解消法及び障害者雇用促進法の趣旨を、広く市民に理解してもらうため、市や民間の広報やパンフレット、講演会等により理解を進めます。 ・糸魚川市障害者差別解消支援地域協議会を定期的に開催し、差別事例の共有や解決に努めます。 ・障害者へ合理的配慮をした民間事業所などに助成を行います。 ・市職員においては、全ての窓口等で適切な対応に努めます。

２　日常生活支援の充実

現状と課題

生活支援サービスの利用者は高齢化、重度化の傾向があります。現状に対応した適切なサービスを提供することが求められています。

⑴　訪問系サービス

ホームヘルパーを派遣する居宅介護の利用者延べ数は増加しています。また利用者の重度化に対する支援も課題になっています。

また、視覚障害の方の外出支援を行う同行援護も需要が増えてきています。

⑵　日中活動系サービス

働く場としての就労継続支援、日中活動の場としての生活介護、地域活動支援センターは多くの人が利用し、在宅で生活する方の社会参加や特別支援学校卒業後の進路先として必要なサービスとなっています。

⑶　居住系サービス

現在、市内には２か所の入所施設と６か所のグループホームがあります。平成 30 年度に（社）上越つくしの里福祉医療協会の「ホームつくし糸魚川」が、令和元年度にカネヨ福祉（株）の「グループホーム　ハウズ　ルーエ」が開設し、居室の 20 床増床と短期入所施設（１床）が併設されました。

また、グループホーム開設の要望のある地域に対して、関係者で検討しています。

いずれのサービスも利用者ニーズを的確に把握するとともに、糸魚川市地域自立支援協議会を活用しながら、サービス事業者と連携し、市として必要な施策を検討する中で、サービス提供体制を整える必要があります。

施策の方向

(1) 日常生活支援サービスの充実

推進施策	取組内容
① 訪問系サービスの充実	
	・訪問系サービスについては、必要な支給量の確保、人材の確保、新たなサービス提供について、事業所に働きかけます。 ・ホームヘルパーが障害の特性を理解し、適切な介護ができるように、サービス提供事業者に対して研修会等を実施します。 ・家庭において入浴等の支援が困難な重度身体障害者や障害児に対して、ホームヘルパーによる入浴介助や訪問入浴サービスを実施します。
② 日中活動系サービスの充実	
	・生活介護については、市内事業所の受入れとともに介護保険施設の基準該当事業所の利用を進めます。 ・ニーズの高い短期入所のサービスを充実するため、高齢者施設との連携を行い、空床利用や共生型サービスが利用できるような体制づくりを行います。 ・居場所づくりとしての、地域活動支援センターの充実や日中一時支援事業を実施し、日中活動の場を提供していきます。 ・就労系のサービスは、農福連携など事業充実について検討します。
③ 居住系サービスの充実	
	・家庭での生活が困難な障害者については、入所施設等において適切な介護、訓練が受けられるよう支援していきます。 ・入所者の高齢化に対応するため、施設職員のスキルアップを行うともに、高齢者施設へスムーズに移行できるように関係者での連携を進めます。 ・重度心身障害児（者）など医療が必要な人に対するサービスについても、市内外の施設の利用が出来るよう、受入体制の拡充を検討します。 ・グループホームは、整備を希望する障害者、保護者と支援者をつなぎ、検討を進めます。 ・地域生活支援拠点により、緊急時の相談、居場所の確保等に対応します。 ・多様なニーズに対応するため、サテライト型の設置も検討します。 ・精神科病院の入院患者など、地域への移行を進めるため、地域生活に必要な居住に関する支援や地域生活に移行するための相談などを実施します。

推進施策	取組内容
④ 共生型サービスへの円滑な対応	
	・共生型サービスにより、障害のある人も介護保険施設を利用し、障害者施設だけでは不足する社会資源を拡大できるように対応します。 ・利用者のニーズに合ったサービスを受けられるよう、サービス事業所等との連携を行います。 ・長期にわたり障害福祉サービスを利用していた65歳間近な障害のある人に対し、介護保険サービスを円滑に利用できるよう促進します。
⑤ 余暇支援の充実	
	・休日等を上手に過ごせるよう、余暇活動の支援をします。 ・余暇活動とボランティアをつなぎ、民間事業所も参加できるような仕組みづくりを検討します。
⑥ 移動サービスの充実	
	・屋外での移動が困難なため、余暇活動等の社会参加できない方等に対して移動支援事業による外出支援を充実させます。 ・複数の利用者を支援する「グループ型支援」の実施についても検討します。 ・障害をお持ちの方の社会参加促進を図るため、タクシー料金や自動車燃料費を助成します。 ・市外の療育施設に通う子どもに対して自動車燃料費を助成します。 ・市内路線バスの定期券「おでかけパス」の購入助成を行い、障害がある人でも割引料金で利用が可能となる、福祉有償運送の利用も推進します。
⑦ 福祉用具支給の充実	
	・失われた身体機能を補うための補装具や安定した日常生活を送るために必要な日常生活用具などを給付します。 ・購入の希望が多い福祉用具については、支給が必要か検討し対象品目の追加や金額の見直しなども行います。

(2) 経済的支援

推進施策	取組内容
① 各種手当の支給	
	障害をお持ちの方が年々増加する傾向にある中で、受給資格者に対して不利益が生じないように、手続き等について確実な情報提供を行うとともに、各種手当の支給を行います。
② 各種助成制度や利用料の減免	
	社会福祉協議会による生活福祉資金貸付制度や住宅改修に係る補助制度など必要な方に制度の周知を行い、支援を行います。 市の施設の利用料減免制度や有料道路通行料割引、交通費助成など制度の啓発に努め、利用の促進を図ります。

３　就労支援・雇用の促進

現状と課題

(1) 障害者就労

①糸魚川市の障害者就労

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法)」で、事業主に対して、従業員に占める障害者の割合が一定率(法定雇用率)以上になるように義務づけられ、令和３年３月から民間企業は 2.3%、地方公共団体は 2.6%に引き上げられます。

現在、糸魚川市内で対象となる従業員人以上の民間企業数は 39 社で、実雇用率は 2.8%（令和元年６月１日現在）となっており、新潟県平均の 2.1%を上回ってはいますが、まだ十分な状況にはなっていません。

令和３年３月からは対象となる企業の従業員数が 43.5 人まで引き下げられるため、新たに対象となる企業も拡大します。

令和元年度は５人が就労支援事業所から一般企業へ就職しました。特別支援学校からは令和元年度は３人が就職しており、職種は福祉施設や建設業など色々な職場で就労しています。今後も就労定着支援サービスにより職場定着できるように支援するとともに、一人でも多くの人が就職できるよう、今後も引き続きハローワーク、生活支援センター、就労支援事業所や特別支援学校などと連携しながら就労に結びつく支援体制づくりが必要です。

②福祉的就労

一般就労が難しい障害のある人についても能力や適性に応じた福祉的就労の場を確保することにより、働くことへのやりがいを持ち、なおかつ工賃収入を増やす中で就労や生活などの意欲向上への支援も必要です。

(2) 企業側の課題

当市は法定雇用率の対象とならない小規模・零細企業が多く、平成 30 年度に実施した「障害者の雇用施設見学バスツアー」では、雇用したくてもサポートする人材が不足している、という意見もあり、就労後のサポートの必要性が浮かび上がりました。

(3) 農福連携

農福連携は、現在も農作物の栽培支援や鳥の飼育など「糸魚川スタイル」による事業を展開しています。今後も第一次産業に関わらず、第二次、第三次産業をつなぐなかで糸魚川らしい取組が可能かの検討が必要です。

施策の方向

(1) 企業の障害者就労理解促進と支援

推進施策	取組内容
① 地元企業との連携	
	・企業に対して障害者雇用についてのニーズの把握に努めます。 ・地域の企業と密接に連携しながら、企業の求める人材を聞き取り、障害者が企業で貴重な担い手となるよう連携していきます。 ・法定雇用率の引上げに対応するため、企業の求める人材を確保できるように支援します。
② 企業等への制度の啓発	
	・市の企業担当部門と連携し、商工会議所や商工会の会員となっている企業に各種助成制度などの情報を発信し、障害のある人の雇用拡大を働きかけます。 ・障害者を雇用している企業の講演会、市内就労支援事業の見学会など、理解を深めるための周知を行います。 ・障害者を多数雇用している企業に対し、優遇措置の対応をします。

(2) 福祉的就労の支援とネットワークづくり

推進施策	取組内容
① 就労継続支援の充実	
	・就労継続事業所で、一般企業等での就労が困難な人の就労機会や生産活動の場として、障害の特性に応じた支援をしていきます。 ・継続的な就労訓練の場を確保するため、企業等に対し就労継続支援事業所への作業の発注を働きかけるとともに、利用者が固定せず循環するような体制づくりを検討します。
② ネットワークを活用した工賃向上の支援	
	・企業の外部に出せる仕事や市の委託業務など、作業可能な部分について、福祉事業所に作業委託ができるよう支援します。 ・福祉事業所で作ったお弁当やお菓子や食材などを、イベントや民間事業所等で積極的に活用いただくネットワークを検討し、利用者の工賃アップを支援します。
③ 糸魚川スタイルの農福連携	
	・市内の福祉就労事業所と一般企業、団体とゆるやかなネットワークを作り、「糸魚川スタイルの農福連携」を進めます。 ・「糸魚川スタイルの農福連携」を市民に見えるようにし、障害者雇用が経済活動に結び付き、障害者のやりがいとなるような仕組みを作ります。

(3) 就労に関する相談と支援

推進施策	取組内容
① 就労の相談	
	・障害者就業・生活支援センターさくらの出張相談会、就労支援事業所、ハローワーク、相談支援事業所による相談など、就労に関する相談について随時対応いたします。 ・企業において病気や障害を抱える従業員への相談等について、就労支援事業所等が連携して企業への支援を検討します。
② 就労支援部会の充実	
	・就労支援部会では、関係機関で課題を話し合い、一般就労のために必要な支援体制を整えます。 ・こども部会と連携し、子ども時代からの社会的自立支援を支援します。 ・就労支援事業所間で連携し、就労事業所の利用や作業のシェアなどを調整します。
③ 特別支援学校生徒等の進路への支援	
	・特別支援学校の個別教育支援計画と個別移行支援計画をもとに、教育・福祉・雇用の関係機関が連携し、本人の希望や能力に適した進路選択の支援に努めます。 ・福祉就労を希望する生徒に対して、専門員の相談員が早期に関り、卒業後に向けてスムーズな対応ができるよう支援します。 ・一般校でも社会適応がスムーズにいかず、18 歳以降社会的自立が難しくなる場合もあるため、学校との連携に努め、サポートが必要な生徒に対しても気軽に相談が出来るような環境づくりを整備します。

４　療育・教育・子育て

現状と課題

本市では、日本一の子どもを育てる「0 歳から 18 歳までの子ども一貫教育方針」により、子どもの発達段階に応じた、とぎれのない支援を目指しています。

出生数の減少する中、支援が必要な子どもは増加しており、更なる関係機関の連携の仕組みづくりや、幼児期からの専門性の高いきめ細かな療育支援や就学後への途切れない支援が求められています。

１　就学まで

本市では、出生時から子どもの発達を促す関わりを推進し、発達に心配がある子どもについては「発達支援センターめだか園」において、早期の療育相談や機能訓練を行っています。また保育園、幼稚園においても発達特性に応じた教育を進めています。

２　就学以降

学校教育では、特別支援学級や通級指導教室の他、特別支援学校は糸魚川市立ひすいの里総合学校（小学部・中学部）と、新潟県立高田特別支援学校白嶺分校（高等部）があり、通常学級在籍児も含めて障害児や特別な支援を必要とする子どもへの指導を行っています。

また障害の状況や発達特性に応じたきめ細かな支援を行うことができるよう、教育の質を高める取組を実施しています。

３　福祉サービス

就学児の福祉サービスとしての放課後等デイサービスは、支援センターささゆりがひすいの里総合学校の校舎を利用して行っています。利用者の大半はひすいの里総合学校の児童、生徒で、下校後スムーズな支援を行っていますが、利用希望者が多く、十分な利用ができない状況です。また、看護職確保が困難な現状もあり、医療的ケアが必要な児童、生徒への対応も難しい状況になっています。

４　専門的医療と療育

障害の特性に応じた専門的な医療、療育は市外の機関で行っている現状があり、本市だけで完結できない課題となっています。障害のある子どもに対してもとぎれない支援を目指すため、関係者と連携し、当市で可能な専門的な支援について検討が必要です。

施策の方向

(1) 一貫したつながる療育

推進施策	取組内容
① 一貫した療育・相談の充実	
	・「こども福祉のしおり」を作成し、相談しやすい環境を整えます。 （就学前） ・「子どものことばとこころの発達相談」や新潟県で実施している「療育相談」で専門家による療育相談を行います。 ・「相談支援センターめだか園」等で障害児相談支援による障害児利用支援計画を作成し、保育園等と連携して支援を行います。 （就学後） ・特別支援教育コーディネーターを中心とした相談窓口体制の充実を図り、一貫した相談体制を図ります。
② 療育支援体制の充実	
	・「幼児ことばの教室」や、「発達支援センターめだか園」等障害児通所支援事業の利用を希望される人に対して、より良い療育体制を目指します。 ・「相談支援ファイル」を活用し、とぎれない支援を提供していきます。 ・地元医療機関と福祉サービス事業所、行政で連携を行い、身近な療育体制の整備を目指します。

(2) 就学前及び学校教育の充実

推進施策	取組内容
① 就学前教育の充実	
	・０歳から発達を促す家庭教育を支援します。 ・保育園、幼稚園を通じて、個人個人の発達の特性に応じた発達を促す教育を行います。
② 特別支援教育の充実	
	・市立ひすいの里総合学校、新潟県立高田特別支援学校白嶺分校など特別支援学校において、子どもたちが社会的自立を目指す学習を指導します。 ・特別支援学級、通常の学級においても、支援の必要に応じて家庭や地域、他市、県と連携し、専門性の高い教育の充実を図ります。
③ 教育相談の充実	
	・特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室在籍児童生徒のみならず通常の学級の特別な支援を必要とする子どもへの支援に教育と福祉と医療が連携し、とぎれのない相談支援を図ります。

(3) 子育て支援の充実

推進施策	取組内容
① 放課後等デイサービスの充実	
	・放課後等デイサービスで、様々な体験を通じて、子どもの状況に応じた発達支援の充実を図ります。
② 安定した子育てへの支援	
	・保護者の集いを開催し、保護者間のつながりが安定した子育てにつながるようにします。 ・レスパイトなど、保護者が安定して子育てが出来る支援を検討します。
③ 経済的支援	
	・発達支援や専門的な医療を受けるため市外に通院・通所している家庭に対して交通費の助成を行います。

(4) 医療的ケア児への支援

推進施策	取組内容
① 福祉サービス等の充実	
	・重症心身障害児が利用できる福祉事業所を充実させるとともに、市外の施設でも安定して利用できるよう支援します。 ・医療ケアが必要な児童については、児童発達支援、放課後等デイサービスの医療職の確保とともに、医療機関や訪問看護の利用も進めます。
② 相談支援の充実	
	・重症心身障害児、医療的ケア児は一生涯通じて支援が必要であり、途切れない相談支援を行います。 ・医療的ケア児コーディネーターの設置を検討します。
③ こども部会での検討	
	・医療的ケア児も含め、障害児に対する地域での課題を整理し、将来に向けての支援体制を検討するため、「こども部会」において、療育体制の整備を検討します。

５　安心して暮らせる場づくり

現状と課題

障害のある人が安心して地域で暮らすためには、障害がある人もない人も、誰もが安全で安心して快適に生活できる地域社会を築くためには、「バリアフリー」の取組が必要です。健康面や医療面での支援、住居などの生活環境の整備が必要であり、地域で支え合う仕組み作りが重要です。

１　ハード面のバリアフリー

多数の人が利用する建築物については「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」により、徐々にバリアフリー化が進んでいます。また、道路などについても、新潟県の「バリアフリーまちづくり事業」と連携しながら歩道への点字ブロック敷設や信号機の設置などの整備を進めており、今後も市民の皆さまの声を活かしながら、バリアフリー化の推進に努める必要があります。

２　防災

災害時、耳や目や身体が不自由な方など支援が必要な方は、避難訓練の参加も困難です。災害での避難については、行動計画の作成と的確な防災情報の入手や地域住民による自主防災の取組が求められています。

３　健康・医療

健康面では、生活習慣病は障害の原因にもなりうることから、市の保健師、栄養士等と連携し、重症化予防対策に取り組み、心身ともに健康に暮らせることが必要です。

また、市内にある精神科は２か所と少なく、入院施設もない状況です。受診者も増えていることから、受診体制の維持や精神保健福祉相談員や心理職による支援など、地域の体制づくりについての検討が課題となっています。

４　住まい

住まいと暮らしへの支援は、障害のある人や家族にとっては大きな課題です。

平成 30 年に行った「住まいやくらしについてのアンケート」では、自宅での生活を希望している方が多い結果でしたが、親亡き後の生活の心配が多く聞かれました。

その受け皿となるグループホームは、市として整備の助成や地域住民への理解周知に取り組み、平成 30 年度に「ホームつくし糸魚川」、令和元年度に「グループホームハウズ　ルーエ」が開設されました。

更にグループホーム開設の要望がある地域があり、検討を続けています。

また、アパートなどで単身生活を希望する人も多く、地域生活支援拠点の整備も含め、地域で生活していくための支援が必要です。

施策の方向

(1) 防災対策の推進

推進施策	取組内容
① 防災・安全対策の実施	
	・障害等により防災情報を得ることが困難な人に対して「避難行動要支援者登録」を進めます。 ・行政として災害発生時に迅速かつ的確な支援を行えるように、民生委員や地域の自主防災組織と連携しながら要援護者の支援体制を検討し、障害者が積極的に防災訓練に参加できるよう取り組みます。 ・相談支援専門員と連携した防災計画を作成できるか検討を行います。 ・福祉や医療の対応が必要な人のための福祉避難所が確保できるように努めます。 ・避難所での安全な移動の配慮、視覚障害や聴覚障害のある人への情報伝達の配慮や必要物品の配置に努めます。
② 緊急時の情報発信	
	・緊急時の情報発信として、広報防災無線、安心メールで発信します。 ・視覚障害者用ラジオの普及や、聴覚障害者へのメール１１９番の登録を推進し、災害時における被害の軽減に努めます。 ・ひとり暮らしの重度障害がある人などが、急病や災害時等の緊急事態に迅速かつ適切な対応を図れるよう、緊急通報装置の設置を推進します。

(2) 人にやさしいまちづくり

推進施策	取組内容
① ハード面のバリアフリー	
	・公共事業による建築物の新設や歩道等の改修を行う際には、事前に障害者団体等からの意見聴取を行う中で、障害のある人でも自由に安全に利用できるようなユニバーサルデザインを推進します。 ・障害者への合理的配慮を行った民間事業所に対して助成を行います。 ・公共施設を新設するときには、障害者用トイレにあわせ、オストメイト対応トイレの設置に努めます。

(3) 医療・福祉のネットワークづくり

推進施策	取組内容
① 健康面での支援	
	・健康づくりを支援するため、各種健診やがん検診、歯科検診、健康相談等を実施し、障害のある人やその家族への受診の周知と働きかけをします。 ・保健師、栄養士等と連携し、生活習慣の改善やこころとからだの健康づくりを推進します。
② 医療面での支援	
	・現在、上越圏域で開催している「精神保健・医療・保健関係者による協議」を本市でも開催するよう努めます。 ・障害のある人にとっての「かかりつけ医」、「認定障害者診療医（歯科）」や、年々増加している精神科受診患者など、身近な医療機関は大事な存在であり、今後も引き続き地域で受診できる体制づくりに努めます。 ・身体（1～3 級）、知的（A判定）、精神（1 級）の重度の障害のある人へ重度障害者医療費助成制度による助成を行い、特定の病気等に対する自立支援医療制度（育成医療、更生医療、精神通院医療）の周知・給付を行います。

(4) 住まいの確保・生活への支援

推進施策	取組内容
① 住まいの確保・充実	
	・保護者等からの要望が多い地域のグループホームの設置について、関係機関と具体的な検討を行います。 ・新たにグループホームを整備する法人に対し、国県の助成金に加え、市も建設費の一部を助成するとともに、地域住民への周知と理解を進めます。 ・将来、グループホームでの生活に慣れるための短期入所の利用を行い、一人暮らしを目指す人には宿泊型自立訓練施設の利用を推進します。 ・山間部に住んでいる一定の障害のある人に、屋根雪除雪等が困難な場合に対して除雪に係る費用を一部助成します。
② 居住部会の開催	
	・住まいや暮らしに関わる課題について、居住部会で検討を行います。 ・「地域生活支援拠点」の有効な活用についても、評価を行い必要に応じて改善に努めます。

６　啓発と理解の促進

現状と課題

１　障害の理解

障害のあるなしに関わらず、一緒に地域で生活することができる社会を実現するためには、すべての人が、病気や障害に対する正しい理解を深めることが重要です

本市でも広報による周知、障害者施設での「みずほ祭り」「ささゆりフェスタ」「バタバタまつり」などのイベントを通じて、障害者への理解を深めてきました。

しかし、令和２年度に実施した「ささえあいプラン市民アンケート」で、「障害者に対して地域の理解が進んだ」と答えた割合は 16％に留まり、市民の理解は、十分ではない現状です。

市民が理解を深めるために、計画的かつ効果的な広報活動を行い、心のバリアフリーを促進するとともに、ボランティア、障害者団体や市民など幅広い層の参加による啓発・広報活動を推進する必要があります。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）をもとに、多くの市民からこの法律を広く理解をしてもらうとともに、差別解消についての取組を進める必要があります。令和２年度から障害者への合理的配慮を行った民間事業所に対して助成事業を開始し、市民ぐるみの理解促進を行っています。

２　福祉教育

本市は「子ども一貫教育方針」の“豊かな心の育成”に基づき、子ども時代からの障害に対する正しい理解を深めています。小学生の「出前講座」や地域生活支援センターこまくさや糸魚川保健所が中心となり「こころのバリアフリー講座」を実施し、糸魚川白嶺高校の福祉コースの生徒などを対象に、障害に対する理解を進めています。

３　ボランティア

今回のプラン策定に伴い、関係団体やボランティア団体との意見交換会を行いました。当事者団体からは障害についての市民への啓発やサービスの充実など、ボランティア団体からは運営体制や後継者の育成などについて課題が出されました。

ボランティア活動については、従来の活動に加えて、余暇活動の支援など民間との連携も含めて検討する必要があります。

また、新規ボランティアの育成については、社会福祉協議会や支援団体と連携し、より多くの市民ボランティアの養成と活動の場の検討が必要です。

施策の方向

(1) 子どものころからの障害者理解

推進施策	取組内容
① 学校における福祉教育の充実	
	・当事者が学校へ出向いて視覚障害や聴覚障害など、障害者と直接ふれあう「こころのバリアフリー教育」を計画的に進め、子どものころからの障害理解を推進します。 ・社会福祉協議会で指定している「社会福祉研究普及校」と連携し、より充実した福祉教育を行います。
② 特別支援学校との交流	
	・特別支援学校との交流による福祉学習を実施し、早期段階において、障害のある人への理解の普及に努めます。

(2) まちぐるみのバリアフリーの推進

推進施策	取組内容
① こころのバリアフリー	
	・障害への関心のあるなしに関わらず、企業などに対して「こころのバリアフリー教育」を提案し、障害について理解を深めるように努めます。 ・「バリアフリー教育」を受講した方に「バリアフリー認定証（仮)」を発行し、市民ぐるみの理解に結び付けます。 ・障害者への合理的配慮を行った民間事業所に対して助成を行います。
② 広報等による住民の理解・啓発	
	・市の「広報いといがわ」や社会福祉協議会の「いといがわ社協だより」などに障害者福祉の情報の提供を行い、住民への理解・啓発を推進します。 ・民間団体の広報紙やホームページなどでも障害の情報掲載を依頼し、啓発に努めます。
③ イベント等による啓発	
	・現在行っているイベントを積極的に行います。 ・美術、工芸など普段から制作している作品の展示を積極的に行います。 ・福祉関係イベントや民間のイベントに参加し、障害者団体や事業所の活動を周知し、啓発に努めます。 ・障害福祉に関心をもってもらえるような講演会等の開催を行います。
④ 福祉事業所が連携した啓発の取組	
	・福祉事業所の職員が連携して、障害者への理解を深める取組を行い、地域で生活する障害者が生活しやすい環境づくりを進めます。

(3) 障害者団体との協働

推進施策	取組内容
① 障害者団体との協働	
	・障害者団体の活動を活性化するため、団体のリーフレット配布の協力や活動費の一部助成などを行うとともに、障害者団体と相談・協働しながら支援を行います。
② 障害者同士の交流	
	・障害者同士が交流する機会を作るため、障害者団体とも連携する中で、意見交換やスポーツ等の機会を支援します。

(4) ボランティアへの支援

推進施策	取組内容
① 障害者ボランティア団体への支援	
	・地域で障害者福祉のために活動する手話、点訳、朗読等のボランティア団体に支援を行います。 ・団体の活動を継続していくために、団体活動の周知や運営費の一部助成、資格養成講座等への支援などを行います。
② 市民ボランティアの充実	
	・社会福祉協議会や支援団体と協力しながらボランティアの養成を行うとともに、民間事業所や市民が協力できるボランティア体制づくりを検討します。 ・社会福祉協議会で開催している、子どもを対象としたサマーワークボランティアを継続して実施し、障害福祉への関心を持ち、将来福祉職場への就職を目指す子どもを一人でも多くなるように努めます。

こころのバリアフリートーク

障害者理解促進事業で、障害者駐車場を整備した事業所にプレートを進呈

第４章　糸魚川市ささえあいプラン（障害福祉計画）

第１節　福祉サービス等の内容

１　福祉サービス等について

平成 17 年 10 月の「障害者自立支援法」成立により、障害福祉サービスは市町村が主体となって、障害者の自立支援に必要な介護給付サービスや、就労支援、地域生活移行に関わるサービスを一元的に提供する仕組みとなり、平成 25 年 4 月施行の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」でもその仕組みが継承され、福祉サービスの充実や日常生活及び社会生活を総合的に支援することなどを進めています。

障害者総合支援法によるサービスは、次のふたつに大別されます。

(1)　「**自立支援給付**」：障害のある人の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われるもので、大きく「介護給付」「訓練等給付」「自立支援医療」「補装具」の4つに分類されます。このうち、「介護給付」の9種類のサービスと「訓練等給付」の4種類のサービスを合わせて「障害福祉サービス」といいます。

平成30年4月の障害者総合支援法の改正により基本指針が見直され、「地域における生活の維持及び継続の推進」、「精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築」、「就労定着に向けた支援」、「地域共生社会の実現に向けた取組」、「発達障害者支援の一層の充実」がポイントとして挙げられ、新たに「自立生活援助」（地域生活へ移行した障害者が安定した生活ができるように、居宅に訪問しアドバイスする事業）と「就労定着支援」（一般企業に就労した障害者が職場に定着するように、生活面の支援を行う事業）の福祉サービスが創設され、地域生活の移行と一般就労への支援が強化されました。

障害福祉サービスを利用する人に対しては「計画相談支援」を行い、サービス等利用計画の作成が義務付けられています。

(2)　「**地域生活支援事業**」：市が実施主体となる法定化された事業であり、市町村の創意工夫により利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる事業です。

事業としては「理解促進研修・啓発事業」「相談支援事業」「成年後見制度利用支事業」「意思疎通支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター」などがあります。

２　福祉サービス等の提供に当たっての現状と課題

市民へのアンケート、障害者団体やボランティア団体とのグループインタビュー、支援者へのアンケートを自立支援協議会等で課題を分析しました。

(1) 障害福祉への理解促進

市民アンケートで「この 3 年間社会で障害のある方への理解が進んだか」の問に対して障害者団体は 40%、支援者は 36.2%、市民は 16%という結果でした。

障害福祉の推進には、障害者、保護者、市民、支援者のお互いの理解が大切であり、ボランティアの育成と活躍の場づくりや子どもの頃からの障害者理解が重要です。

(2) つなぐ障害者福祉

市民アンケートで「障害のある人もない人も自分らしく暮らせるまちにするために、重要なことは」の問に対して一番多い回答は「医療・福祉・教育・就労などの一体的なネットワークづくり」でした。当市の今ある資源や市民同士の横のつながりをつけることで一体感のある、充実した支援を目指す必要があります。

(3) 相談支援の体制づくり

相談には「計画相談支援」や、障害に至る前の相談も含めた「一般相談」があり、相談支援専門員を中心に相談に応じています。相談は複雑化し、多方面にわたっており、障害から保健、医療等へつなぐ役割も多く相談体系の整理が必要です。

(4) 障害者や家族の高齢化

障害のある人の高齢化とあわせて、「親亡き後」の生活支援が大きな課題です。支援を受けながら、自宅やグループホームで生活ができる能力を身につける支援が重要です。また、障害者の介護保険へのスムーズな移行も課題です。

(5) 就労へのつながりのある支援

一般就労や福祉的就労は、収入を得るだけでなく、社会の中で役割を持ち、生きがいを持つためにも重要です。就労を促進するために、関係機関が連携し企業等へ情報提供をすると同時に、就労のための能力向上や就労継続のための支援が必要です。

(6) 福祉・介護従事者の充実

サービスの担い手である福祉・介護従事者の確保が困難となっています。

福祉サービスの需要が増大し、サービスの質の一層の向上が求められ中、サービスを担う質の高い人材の育成とともに、従事者の自己有用感を高める支援が必要です。

３　福祉サービス等の体系及び内容

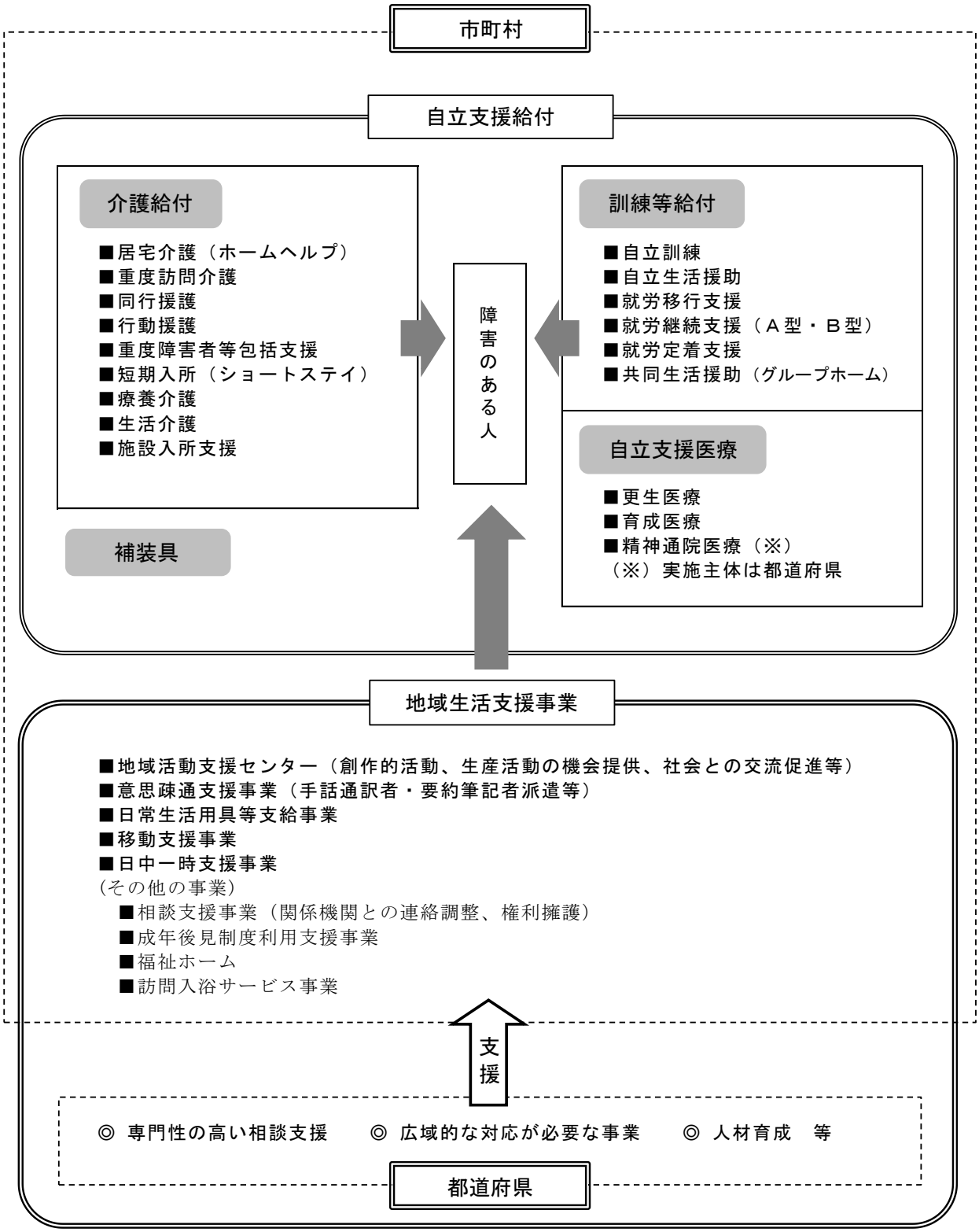

福祉サービス等の内容

■障害福祉サービス

給付の種類	サービスの名称	内　　容
介護給付	居宅介護 （ホームヘルプ）	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助等を行います。
	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助等を総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護、排せつ、食事等の介護など必要な支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人の中でも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護、生活介護、短期入所などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
	短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。また、日常生活能力をより向上させるため泊まりによる訓練も行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、生産活動やその他の活動の機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労継続支援 （Ａ型・Ｂ型）	一般企業等への就労が困難な人に、就労の機会の提供や、生産活動その他の活動の機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労定着支援 ［平成30年度新規］	一般就労した障害者について、就労の継続を図るために、就労に伴う生活面の課題等に対し、企業・自宅等への訪問や必要な連絡調整、指導・助言等を行います。
	自立生活援助 ［平成 30 年度新規］	地域で一人で暮らす障害者に対し、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な情報提供や助言等を行います。
	共同生活援助 （グループホーム）	共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■地域生活支援事業（主な支給決定サービス）

サービスの名称	内　　容
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることが困難な人へ、手話通訳や要約筆記等を派遣します。
日常生活用具等支給事業	自立した生活を営むために、日常生活用具の給付をします。
移動支援事業	屋外での移動が困難な人に、外出のための支援を行います。
日中一時支援事業	日中における活動の場所を提供し、見守りなどを行います。
地域活動支援センター	機能訓練、創作的活動、入浴サービスなどを行います。

■相談支援サービス

計画の種類	計画作成者	計画の内容
計画相談支援	指定特定 相談支援事業者 （市で指定）	障害福祉サービス等の支給決定前に、サービス等利用計画を作成し、サービス事業者等との連絡調整等を行います。 また、定期的な検証（モニタリング）を行い、計画の見直しやサービス調整を行います。
地域相談支援	指定一般 相談支援事業者 （県で指定）	●地域移行支援 障害者支援施設や精神科病院かなどから地域に移行するための支援計画の作成や、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。 ●地域定着支援 居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
障害児相談支援	障害児 相談支援事業者 （市で指定）	児童福祉法による障害児通所支援サービス等の支給決定前に、障害児支援利用計画を作成し、サービス事業者等との連絡調整等を行います。 また、定期的な検証（モニタリング）を行い、計画の見直しやサービス調整を行います。

第２節　国の基本指針に基づく成果目標

１　第５期計画の目標値と実績の評価

第５期計画で設定した数値目標について、令和元年度末（一部令和２年度）の実績（見込み）による評価を行いました。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

項　　目		数値	考え方
令和元年度末時点の入所者数		69 人	令和元年度末の施設入所者数
削減見込	目標数値	0 人（ 0.0%）	令和２年度末段階での削減見込数
	実績（見込み）	0 人（ 0.0%）	
地域生活移行者数	目標数値	0 人（ 0.0%）	令和元年度末の施設入所者のうち、施設からグループホーム等へ移行する人数
	実績（見込み）	0 人（ 0.0%）	

【評価】

・平成 30 年度末以降の 3 年間で、施設入所者の地域生活への移行者数はゼロとなっています。運営法人からは、施設入所者は重度障害者が多く、地域への移行は困難な状況と聞いています。

(2) 地域生活支援拠点の整備

項　目	整備の有無	
令和２年度末時点での地域生活支援拠点	目標	(有)・　無
	実績（見込み）	(有)・　無

【評価】

・地域生活支援拠点の整備については、令和 2 年度末までに整備を開始しました。

・障害を持った方が、緊急の場合でも冷静に対応できるよう、まずは「予防的支援」を行い、現在の限られた体制の中でどのような支援ができるか引き続き検討する必要があります。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

項　　目		数値	考え方
平成28年度の一般就労移行者数		３人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度の一般就労移行者数	目標数値	６人	令和２年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
	実績(見込み)	６人	

【評価】

・令和２年度、福祉施設から一般就労へ移行する人は６人を目標としていました。実績としても６人となっており、目標数値を達成する見込みです。

② 就労移行支援事業の利用者数

項　　目		数値	考え方
平成28年度末の就労移行支援事業利用者数		17 人	平成28年度末において就労移行支援事業を利用した者の数
目標年度の就労移行支援事業利用者数	目標数値	17 人	令和２年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
	実績(見込み)	16 人	

【評価】

・令和２年度末の就労移行支援事業の利用者数はほぼ目標どおりでした。就労意欲のある障害者が就労移行支援事業へ結びつく支援が必要です。

③ 就労移行率の３割以上の事業所の割合

項　　目		数値	考え方
令和２年度末の就労移行支援事業所の数		２箇所	令和２年度末における就労移行支援事業所の数
令和２年度末の就労移行率３割以上の事業所の数	目標数値	２箇所	令和２年度末において就労移行率３割以上の事業所の数
	実績(見込み)	２箇所	
目標年度の就労移行率３割以上の事業所の割合	目標数値	100%	令和２年度末度末において就労移行支援事業所のうち、就労移行率が３割以上の事業所の割合
	実績(見込み)	100%	

【評価】

・市内の就労移行支援事業所は２事業所で、目標移行率の３割は達成されており、一般就労への移行が図られています。

④ 就労定着支援利用による職場定着率

項　　目	数値		考え方
令和２年度の就労定着支援事業の支給決定者数	目標数値	１人	令和元年度において就労定着支援事業の支給決定を受けた者の数
	実績（見込み）	２人	
令和２年度の職場定着者数	目標数値	３人	令和２年度末において、支給決定を受けてから１年後まで職場定着した者の数
	実績（見込み）	２人	

【評価】

・令和元年度に就労定着支援決定を受けて１年後まで定着した人は、目標を達成しています。

２　第６計画の成果目標

国の基本指針に即し、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」、「福祉施設から一般就労への移行等」、「相談支援体制の充実・強化等」、「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」について、令和５年度における成果目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

○国の基本指針：令和５年度末において、地域生活に移行した者の成果目標を設定。

ア　令和５年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の６％以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

イ　令和５年度末において、令和元年度末時点の施設入所者の 1.6%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

目標達成の基本的方向

現在、市内の入所施設は２施設あり、施設入所者のほとんどがこの施設へ入所しており、両施設とも入所者の高齢化・重度化が進んでいます。また、介護保険施設への移行もあわせて検討する必要があります。そのため、現状の入所者の中でグループホーム等への地域移行は困難なことから、移行者数は０人と見込みます。

また、現在多くの入所待機者がいるため、削減は困難であり、削減数も０人として計画します。

今後は、重度障害に対応したグループホームなどの住まいの場の検討や地域生活移行のための相談支援の充実、高齢福祉との連携等が必要となってきます。

数値目標

項　　目	数値	考え方
令和元年度末時点の入所者数（A）	69 人	令和元年度末の施設入所者数
目標年度入所者数（B）	69 人	令和５年度末時点の利用人数
【目標値】入所者数削減見込み（C＝A－B） 削減率（イ＝C／A×100）	0 人 0.0%	入所者数にかかる差引減少見込み数
【目標値】地域生活移行者数（D） 地域移行率（ア＝D／A×100）	0 人 0.0%	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

○国の基本指針：令和５年度末までに、各市町村に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

目標達成の基本的方向

当市には精神科は２施設しかなく、入院病棟のある精神科病院もなく、市内の精神科診療所受診者のほとんどは上越市の精神科病院へ入院しており、長期入院となっている人もいます。

精神障害者への支援は福祉だけでなく、保健、医療との連携が不可欠であり、長期入院者への退院、地域移行も含めて、検討する場は必要であり、それと合わせて、地域の受け皿や自立のための支援も検討していく必要があります。

数値目標

活動指標	３年度	４年度	５年度
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1	1	1
保健・医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	10	10	10
保健・医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	1	1	1
精神障害者の地域移行支援（単位：人）	2	2	2
精神障害者の地域定着支援（単位：人）	2	2	2
精神障害者の共同生活援助（単位：人）	8	10	10
精神障害者の自立生活援助（単位：人）	8	10	10

(3) 地域生活支援拠点等の機能の充実

○国の基本指針：令和５年度末までに、各市町村又は各障害福祉圏域に少なくとも１つの拠点を整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

目標達成の基本的方向

障害者の重度化・高齢化、「親亡き後」の支援については当市においても重要な課題であり、令和２年度末までに地域生活支援拠点の面的整備を行いました。今後は地域で必要な機能の充実、強化なども議論し、当市に見合った形での整備を続けていきます。

数値目標

項　目	数値	
令和５年度末時点の地域生活支援拠点確保	１	箇所
地域生活支援拠点の年１回以上の検証及び検討の実施	令和３年度 令和４年度 令和５年度	１ １ １

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

○国の基本指針：福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和５年度中に一般就労に移行する者を令和元年度の移行実績の 1.27 倍以上とすることを基本とする。
併せて以下についても、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ設定。
・就労移行支援事業
・就労継続Ａ型事業所：概ね 1.26 倍以上
・就労継続Ｂ型事業所：概ね 1.23 倍以上

目標達成の基本的方向

現在、就労継続Ａ型事業所、就労継続Ｂ事業所２か所、就労移行事業所２か所あり、令和元年度は５名が一般就労しました。

令和元年度、就労移行事業所からの就労移行率は、国の目標である３割を超え、障害者雇用が義務となる企業が少ない中、毎年一定数が一般就労に結びついていま

す。今後も、企業との連携を進める中で、一般就労への移行を進めていきます。

数値目標

項　　目	数値	考え方
令和元年度の一般就労移行者数（Ａ）	５人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数（Ｂ） 目標値＝Ｂ／Ａ	６人 1.2倍	令和５年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労する者の数
（就労移行支援事業）	数値	考え方
令和元年度の一般就労移行者数（Ａ）	２人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数（Ｂ） 目標値＝Ｂ／Ａ	２人 1.0倍	令和５年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて一般就労する者の数
（就労継続支援Ａ型事業）	数値	考え方
令和元年度の一般就労移行者数（Ａ）	１人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援Ａ型事業を通じて一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数（Ｂ） 目標値＝Ｂ／Ａ	２人 2.0倍	令和５年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援Ａ型事業を通じて一般就労する者の数
（就労継続支援Ｂ型事業）	数値	考え方
令和元年度の一般就労移行者数（Ａ）	２人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援Ｂ型事業を通じて一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数（Ｂ） 目標値＝Ｂ／Ａ	２人 1.0倍	令和５年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援Ｂ型事業を通じて一般就労する者の数

② 就労定着支援事業の利用者数

○基本指針：令和５年度における就労移行事業所等を通じた一般就労への移行者のうち、７割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

目標達成の基本的方向

平成 30 年度から新たに制定された「就労定着支援」は平成 30 年から２年間で延べ 62 人が利用しました。

今後、更なる利用につなげ就労の定着を進めるために、特別支援学校との連携なども検討していきます。

数値目標

項　　目	数値	考え方
令和５年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数（Ａ）	６人	令和５年度において就労移行支援事業を通じて、一般就労する者の数
【目標値】（Ａ）のうち、就労定着支援事業利用者数（Ｂ） 目標値＝Ｂ／Ａ	２人 33.3%	令和５年度において、就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者のうち、就労定着事業を利用する者の数

③ 就労定着率が８割以上の就労定着支援事業所の割合

○国の基本指針：令和５年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が８割以上の事業所を全体の７割以上とすることを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。 ※「就労定着率」の定義： 過去３年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合 （Ｈ30 年度報酬改定の考え方）

目標達成の基本的方向

市内１か所の就労定着事業所で、就労定着率８割となるよう、支援していきます。

数値目標

項　　目	数値	考え方
令和５年度末の就労定着支援事業所の数（Ａ）	１箇所	令和５年度末における就労定着支援事業所の数
【目標値】目標年度末の就労定着率８割以上の事業所の数（Ｂ） 目標値＝Ｂ／Ａ	１箇所 100%	令和５年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が８割以上の事業所の数

(5) 相談支援体制の充実・強化等

○国の基本指針：令和５年度末までに市単独で、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

目標達成の基本的方向

すべての障害に対応した窓口、また、窓口から保健、医療、介護、就労、教育など多方面へ「つなぐ」役割も必要であり、専門性の高い相談支援体制が必要です。そのためには基幹相談支援センターの開設が必要であると考えます。当市の限られた資源の中でどのような体制が可能か検討していきます。

数値目標

項　　目	体制の有無	考え方
令和５年度末時点での総合的・専門的な相談支援を実施する体制の有無	有	相談支援の体制強化のためには、基幹相談支援センターは必要であり、当市でどのような体制が可能か検討していく。
令和５年度末時点での地域の相談支援体制を充実・強化する体制の有無	有	

活　動　指　標	３年度	４年度	５年度
総合的・専門的な相談支援を実施する体制の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	24	24	24
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	24	24	24
地域の相談支援との連携強化の取組の実施回数	24	24	24

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

○国の基本指針：令和５年度末までに都道府県及び市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

目標達成の基本的方向

障害福祉サービスの利用者が真に必要とするサービスを提供していくため、また、障害福祉サービス等の質を向上させるため、各種研修の活用や事業所との情報共有に努めます。

数値目標

項　　目	体制の有無	考え方
令和５年度末時点での障害福祉サービスの質の向上を図るための取組に関する事項を実施する体制構築の有無	有	研修は自立支援協議会等を通じて年２回程度実施。

活　動　指　標	有無	３年度	４年度	５年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数		２	２	２
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無と実施回数	有	１	１	１

第３節　障害福祉サービスの実績と今後の見込み量

令和５年度の数値目標を達成するため、第５期計画の進捗状況を勘案し、令和３年度から令和５年度の各年度における障害福祉サービス及び相談支援の種類ごとに必要なサービス量を見込み、その見込量確保のための方策を定め、計画的に取り組みます。

注）１　「今までの取り組み状況」における令和２年度の実績は、現段階での見込みとなります。

２　１人の利用者が複数の日中活動系サービスを選択できることから、サービス量の実績や見込みについては利用実人数が重複して計上される場合があります。

※サービス見込量の単位について

・「障害福祉サービス」については、原則１か月あたりの延べ量及び実利用人数を見込みます。
・単位が、「時間」「人日」の場合は、１か月あたりの延べ量です。
・単位が、「人」の場合は、実人数です。
・「人日」は、「月間の利用人数×１人１か月あたりの平均利用日数」です。

1　訪問系サービス

今までの取り組み状況

サービス名		単位	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度（見込み）
居宅介護	見込量	時間	696	792	888	630	660	690
	実績	時間	474.9	537.3	565.4	486.8	532.9	553.3
		人数	59	57	60	60	62	65
重度訪問介護	見込量	時間	100	100	100	100	100	100
	実績	時間	0	0	0	0	0	0
		人数	0	0	0	0	0	0
同行援護	見込量	時間	50	70	90	40	45	50
	実績	時間	14.2	9.8	15.6	30.5	30.8	25.3
		人数	4	4	6	7	8	8
行動援護	見込量	時間	10	10	10	10	10	10
	実績	時間	0	0	0	0	0	0
		人数	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	見込量	時間	0	0	0	0	0	0
	実績	時間	0	0	0	0	0	0
		人数	0	0	0	0	0	0

現状と課題

・居宅介護については年々増加しており、利用者の重度化の傾向も見られます。

・同行援護は、実利用者数は８人ですが、今後はサービスを利用していない人への制度の周知を行っていく必要があります。

・重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援については、直近３年間での利用実績はありませんが、今後は事業所とのサービス提供について検討していく必要があります。

・サービス提供をしている事業所は、介護保険サービス事業所と兼ねており、家族ぐるみの支援、細やかな介護の対応が必要などと対応に苦慮しているとの声を聞いています。

サービス見込量

サービス名	単位	３年度	４年度	５年度
居宅介護	時間	550	550	550
	人数	65	65	65
重度訪問介護	時間	100	100	100
	人数	1	1	1
同行援護	時間	40	40	40
	人数	9	9	9
行動援護	時間	10	10	10
	人数	1	1	1
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0
	人数	0	0	0

見込量確保のための方策

・病院や施設から地域生活への移行や親亡き後の生活に備えるなど、今後も訪問系サービスの利用者数は増加すると考えられるので、必要な支給量の確保、新たなサービス提供について、事業所に働きかけていきます。

・障害のある人への理解や、障害特性にあった支援ができるように、相談支援会議などで事業所職員向けの勉強会や相談員と連携した研修会などを開催します。

２　日中活動系サービス

今までの取り組み状況

サービス名		単位	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度（見込み）
生活介護	見込量	人日	2,100	2,200	2,300	2,090	2,128	2,166
	実績	人日	2,017.1	2,037.6	2,062.4	2,074.3	2,125.8	1,848
		人	109	110	116	116	116	121
自立訓練（機能訓練）	見込量	人日	10	15	20	10	10	10
	実績	人日	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練・日中）	見込量	人日	255	289	323	320	320	320
	実績	人日	278.2	274.4	213.5	140.9	93.4	76.8
		人	22	18	17	13	6	7
自立訓練（生活訓練・夜間）	見込量	人日	250	250	250	312	312	312
	実績	人日	257.8	313.7	204.4	74.4	75.3	68.2
		人	13	12	11	7	3	3
就労移行支援	見込量	人日	370	460	550	280	280	280
	実績	人日	266.8	303.2	233.6	209.7	244.4	192.5
		人	25	20	24	23	25	17
就労継続支援（Ａ型）	見込量	人日	567	672	672	494	494	494
	実績	人日	424.8	482.0	497.6	460.8	442.3	386.3
		人	25	26	27	27	24	24
就労継続支援（Ｂ型）	見込量	人日	1,156	1,207	1,258	1,360	1,394	1,428
	実績	人日	1,113.9	1,100.0	1,094.8	1,182	1,180.3	987.7
		人	74	77	81	89	89	86
就労定着支援	見込量	人	—	—	—	0	3	3
	実績	人	—	—	—	0	4	6
療養介護	見込量	人	20	22	24	17	17	18
	実績	人	18	17	15	15	17	18
福祉型短期入所	見込量	人日	240	280	320	225	240	250
	実績	人日	189.3	193.3	168.2	178.2	150.5	137.2
		人	56	55	50	52	59	60

現状と課題

・生活介護については、徐々に利用者数は増加し、重度化の傾向も見られます。利用期間や利用形態にしばりのない生活介護はニーズの高いサービスです。今後も多くの利用が見込まれます。

・就労継続支援については、適性に応じてＡ型事業所、Ｂ型事業所の住み分けなども検討する必要があります。

また、Ａ型事業所は雇用契約を結んでの仕事になることから、雇用契約を結んでの仕事が可能な利用者の確保を行います。

・就労移行支援については、就労事業所を希望する人の多くが、ゆったり自分のペースで訓練できる就労継続事業に行くため、利用希望が少なく、利用者数は増加していません。

・自立訓練（生活訓練）については、市内１か所の事業所がサービス提供を行っていますが、生活介護との多機能事業所であり、定員も少なく、安定した利用が困難な状況にあります。

・宿泊型自立訓練は市内で提供している事業所はなく、多くは上越市の事業所を利用しています。一人暮らしや地域生活への希望を聞きながら利用を進め、地域生活に移行するためのステップとして利用を希望する人が多くなっています。

・療養介護については、平成 24 年度からサービスが開始され、医療を必要とする障害者で常時介護を必要とする方が利用しています。

・福祉型短期入所については、市内４か所の事業所での提供と、ともに高い稼働率となっており、利用者も年々増えています。家族の高齢化もあり、今後の自立生活に向け利用のニーズが高いと見られます。

サービス見込量

サービス名	単位	３年度	４年度	５年度
生活介護	人日	2128	2140	2140
	人	116	118	118
自立訓練（機能訓練）	人日	10	10	10
	人	2	2	2
自立訓練（生活訓練･日中）	人日	180	180	180
	人	10	10	10
自立訓練（生活訓練･夜間）	人日	312	312	312
	人	12	12	12
就労移行支援	人日	250	250	250
	人	25	25	25
就労継続支援（Ａ型）	人日	450	450	450
	人	25	25	25
就労継続支援（Ｂ型）	人日	1200	1200	1200
	人	90	90	90
就労定着支援	人	10	10	10
療養介護	人	20	20	20
短期入所（福祉型）	人日	160	160	160
	人	60	60	60
短期入所（医療型）	人日	40	40	40
	人	4	4	4

見込量確保のための方策

○ 生活介護

・市内で利用できる障害福祉施設９か所のサービス量を確保するとともに、利用者の状況や介護移行も含めた中で、介護保険の基準該当施設の利用も進めていきます。

○ 自立訓練

・自立訓練（機能訓練）については、市内での対応施設がないため、ニーズを把握し、身体障害を主とする障害者支援施設等に実施の働きかけをしていきます。

・自立訓練（生活訓練）については、市内１か所の事業所を中心にサービス提供をしていきます。

・宿泊型自立訓練については、市内に事業所はありませんが、上越圏域として広域的な利用を見通しながら、地域移行の受け皿としてサービスの確保をしていきます。

○ 就労移行支援

・市内にある２か所の事業所を通じて必要なサービス量の確保に努めます。

・特別支援学校等から一般就労を目指す支援を、事業所と学校等との連携により進めます。

・一般就労をより進めていくために、ハローワークとの連携を強化し、就労移行支援を多くの人に利用してもらうよう努めます。

○ 就労継続支援

・就労継続支援Ａ型については、必要なサービスの確保に努め、Ａ型事業所として最低賃金を確保できるよう働きかけていきます。

・就労継続支援Ｂ型については、必要なサービスの確保に努めるとともに、新たな事業所の開設が可能か検討していきます。

○ 就労定着支援

・障害者施設から一般企業への就労者数を、１年で５～６人程度見込んでおり、多くの方の利用希望が見込まれるため、事業所間の情報共有に努めます。

○ 療養介護

・市外の医療機関でのサービス利用となりますが、利用希望の把握に努めるとともに、適正な施設利用ができるように努めます。

○ 短期入所

・市内事業所を通じてサービス量の確保を努めるとともに、利用ニーズに対応できるような体制づくりを働きかけていきます。

・福祉型短期入所は、障害者施設だけでなく、既存の介護保険施設での空床を利用した短期入所の指定を進め、より多くの方が利用できるような働きかけをします。

・長期的な短期入所についても、相談支援を通じて早期に地域へ移行できるように努めていきます。

・医療型短期入所については、市内でのサービス提供事業所はないため、必要に応じて提供可能な施設への利用を依頼していきます

３　居住系サービス

今までの取り組み状況

サービス名		単位	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度（見込み）
共同生活援助（グループホーム）	見込量	人	41	46	51	35	40	45
	実績	人	32	35	37	38	37	46
施設入所支援	見込量	人	66	65	65	67	67	67
	実績	人	68	68	69	70	69	70

現状と課題

- 平成 30 年と令和元年度で合計２棟のグループホームが新設され、現在、市内には２つの法人と１つの株式会社で６棟のグループホームが運営されています。
- 保護者から、将来的な住まいとして、グループホームの希望は多くありますが、今すぐの入所希望は少ない状況です。
- グループホーム未整備の地域でグループホームの希望があり、検討を進めていますが、支援者の確保など課題も出ています。

サービス見込量

サービス名	単位	３年度	４年度	５年度
自立生活援助	人	0	1	1
共同生活援助（グループホーム）	人	48	53	53
施設入所支援	人	69	69	69

見込量確保のための方策

・グループホームのニーズに対し、現在サービスを提供している法人に整備を働きかけ、開設を支援します。また、市として整備にあたり補助金の交付をします。

・地域での生活や、集団での生活などが困難な人など、施設での 24 時間支援が必要な重度障害のある人に対して、施設入所支援サービスを継続的に実施します。

４　相談支援

今までの取り組み状況

サービス名		単位	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度（見込み）
計画相談支援	見込量	人/月	54	54	54	28	28	28
	実績	人/月	38	46	45	55	72	75
地域移行支援	見込量	人/月	2	2	2	3	3	3
	実績	人/月	0	1	1	2	1	1
地域定着支援	見込量	人/月	2	2	2	2	2	2
	実績	人/月	0	0	0	0	0	2

現状と課題

・計画相談支援は、指定を受けた市内３か所の指定特定相談支援事業所が計画作成を行っています。今後も、スムーズなサービス利用ができる体制が必要です。

・また、令和元年度実績では、1 ヶ月当たりの計画作成数、モニタリング数の実績は平均 75 件であり、市内の相談支援専門員数（6 人）あたりの負担が大きくなっています。新たな相談員の資格を取る方もいますが、十分とはいえない状況であり、対策が必要です。

・精神科病院等から地域生活へ移行する人に対する地域移行支援やその後の地域定着支援については、徐々に支援が開始されており、今後も支援を継続します。

サービス見込量

サービス名	単位	３年度	４年度	５年度
計画相談支援	人/月	75	80	85
地域移行支援	人/月	3	3	3
地域定着支援	人/月	2	2	2

見込量確保のための方策

・サービスの利用を希望する人が、スムーズにサービス利用に結びつけられるような体制づくりや、安心して相談できる場が必要であり、相談員の人員確保や高度化・専門化する相談に対応するための体制づくりに努めます。

・市内の事業所で地域移行・地域定着の支援ができるような体制づくりを進めます。

第４節　地域生活支援事業の実績と今後の見込み量

１　理解促進研修・啓発事業

今までの取り組み状況

・平成30年度から２年間、広報いといがわに「障害福祉あれこれ」を連載し、障害者福祉の啓発に努めました。

・令和２年度に「障害者理解促進啓発事業」による、簡易スロープや筆談ボードなど障害者に配慮した民間事業者への助成を開始し、まちぐるみの障害者理解に向けた仕掛けづくりを行いました。

・平成29年度に「糸魚川市手話言語条例」が制定され、広報いといがわで「レッツ！トライ手話」の連載や「市民向け手話ミニ講座」を開始し、市民が手話に関心を持てるようにしました。

・小学校での「出前授業」、白嶺高校での「バリアフリー講座」、障害者やその家族に対して「障害者差別解消法学習会」等を開き、理解促進に努めました。

現状と課題

・市民へのアンケートでも「この３年で障害者への理解が進んだ」と答えた市民が16％であり、当地域での障害者への理解は進んでいるとはいえません。

・理解してもらう取り組みは行っていますが、体系的かつ継続的に行う仕組みづくりが必要です。

・今後は、市内の福祉事業所、民間事業所、市民をつないで、少しでも多くの市民から理解してもらう取り組みが必要です。

今後の取り組み

・定期的な講演会などのイベント、地域への出前講座を体系的に行います。

・若い世代から知ってもらうことが重要なことから、市内の小中高校へ出向き、障害の体験や当事者の話を通して理解を深める取り組みをします。

・講座に参加した方を「障害者理解マスター（仮）」として、意識付けを行います。

２　自発的活動支援事業

今までの取り組み状況

・障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等やその家族、地域住民等がピアサポート、災害対策やボランティア活動など自発的に行う活動を支援する事業です。場の提供や周知などの支援を行いましたが、十分ではありません。

現状と課題

・現在当市では、障害者やその家族がイベント時や公的な場所でカレーや菓子類の販売を行っています。イベントや販売も行政や福祉事業所等が主導となりますが、将来的に活動が少しでも自立できるように支援していく必要があります。

今後の取り組み

・災害時等、緊急時の対応については、家族や地域の自治会といった地域ぐるみの取り組みが必要となります。そういった活動を進めるため、相談支援専門員との連携などのモデル的な地域を作り、暮らしやすい地域を目指します。

・余暇を上手に過ごせない障害者も多く、休日明けに不安定になっている人も見られます。余暇支援とボランティアの活動とをつなぎ、民間の力も借りながら、支援を進めていきます。

３　相談支援事業

今までの取り組み状況

サービス名	単位	30年度	元年度	２年度（見込み）
障害者相談支援事業	か所	２	２	３
基幹相談支援センター	設置	無	無	無
市町村相談支援機能強化事業	実施	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施	無	無	無

・自立支援協議会の部会を通じて個別支援やケース検討を行い、相談支援専門員や福祉事業所間のネットワークを作り、相談事業を行っています。

現状と課題

・障害のある人やその家族からの相談は、相談支援事業を委託している地域生活支援センターこまくさと障害者相談支援事業所エスポアールはやかわ、令和２年度から相談支援事業所みずほの３事業所と糸魚川市で行っています。

・三障害すべてに対応した相談窓口、また窓口から保健、医療、介護保険、就労相談など多方面への「つなぐ役割」も求められており、より専門性の高い相談支援体制の整備を検討していきます。

サービス見込量

サービス名	単位	３年度	４年度	５年度
障害者相談支援事業	か所	３	４	４
基幹相談支援センター	設置	無	無	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施	無	無	無

見込量確保のための方策

・障害者相談支援事業は、現在、相談支援事業所に委託して行っていますが、相談内容の専門化、高度化かつ保健、医療等へのつなぐ役割も重要で、基幹相談支援センターの開設が必要です。

・当市の人的資源（相談支援専門員、精神保健福祉士、社会福祉士等）を活かしながら基幹相談支援センター開設を目指します。

・能生地域は地域活動支援センターが開設されていますが、市街地からの距離も遠く、相談支援体制が整っていない現状もあります。今後グループホーム整備と合わせて相談しやすい窓口体制を検討します。

４　成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

今までの取り組み状況

・成年後見制度利用支援事業については、報酬助成として現在２名の利用者がおり、今後も利用継続が見込まれます。

・市長申立て支援として、その費用の助成を行っています。

・成年後見制度法人後見支援事業については、取組にあたり福祉事業所にニーズ調査を行い、法人後見を予定している社会福祉法人に助成を開始しました。

現状と課題

・成年後見制度利用支援事業については、潜在的なニーズは多いですが、実際に必要な人が利用できていないのが現状です。

・成年後見制度法人後見支援事業については、実施を予定している社会福祉法人と研修の開催や事業の実施について、今後も連携が必要です。

サービス見込量

サービス名	単位	３年度	４年度	５年度
成年後見制度利用支援事業	人	３	４	４
成年後見制度法人後見支援事業		有	有	有

見込量確保のための方策

・成年後見制度利用支援事業については、引き続き、身寄りのない人の申立手続きや申立費用等の助成、報酬助成を行うとともに、相談支援事業者に対して制度利用についての相談に応じます。

・成年後見制度法人後見支援事業については、安定した制度となるよう、今後も実施を予定している社会福祉法人と連携していきます。

５　意思疎通支援事業

今までの取り組み状況

サービス名		単位	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度（見込み）
手話通訳者･要約筆記者派遣事業	見込量	人	20	20	20	25	30	35
	実績	人	17	15	22	52	33	30
手話通訳者設置事業	見込量	人	0	0	1	0	0	1
	実績	人	0	0	0	0	1	1

現状と課題

・聴覚や視覚等の障害で意思疎通を図ることに支障がある人に対し、地域生活に必要な病院や公的機関の利用支援のため、手話通訳者の派遣を行っていますが、手話通訳者派遣件数は増加しています。

・手話通訳者設置事業は、令和元年度に開始し、週１回市役所で手話通訳による市民対応を行っています。

・今後とも、利用者のニーズ拡大に応じて、迅速にサービス提供できるよう体制の充実を図る必要があります。

サービス見込量

サービス名	単位	３年度	４年度	５年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	45	45	45
手話通訳者設置事業	人	1	1	1

見込量確保のための方策

・障害者団体との連携により、地域における手話通訳者や要約筆記者の養成や充実を図り、サービスの円滑な提供を行います。

・市内で視覚や聴覚に障害のある人に事業の周知を図り、サービス利用を促進します。

・手話通訳者設置については、現在の回数を維持します。

６　日常生活用具給付等事業

◆主な日常生活用具

区　分	主な用具
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、体位変換器、訓練用ベッドなど
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、聴覚障害者用屋内信号装置、歩行補助杖など
在宅療養等支援用具	吸入器（ネブライザー）、たん吸引器、酸素ボンベ運搬車など
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者等レコーダー、盲人用時計、点字タイプ、拡大読書器など
排せつ管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ、収尿器など
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	居宅生活動作補助用具（小規模な住宅改修）

今までの取り組み状況

サービス名		単位	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度（見込み）
介護・訓練支援用具	見込量	件	3	3	3	2	2	2
	実績	件	4	0	8	10	5	7
自立生活支援用具	見込量	件	8	8	8	3	3	3
	実績	件	3	4	8	10	6	7
在宅療養等支援用具	見込量	件	20	20	20	12	12	12
	実績	件	7	13	13	13	8	12
情報・意思疎通支援用具	見込量	件	8	9	10	5	5	5
	実績	件	2	5	5	5	10	10
排せつ管理支援用具	見込量	件	1,210	1,320	1,430	1,350	1,350	1,350
	実績	件	1,331	1,305	1,262	1,263	1,272	1,280
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	見込量	件	4	5	6	2	2	2
	実績	件	3	2	2	3	2	2

現状と課題

・日常生活用具により、少しでも快適な生活を送ることは生活の質を高めるために必要です。各種用具の排せつ管理支援用具を中心として増加傾向にあります。障害のある人の状況やニーズに応じた適切な提供が求められています。

サービス見込量

サービス名	単位	３年度	４年度	５年度
介護・訓練支援用具	件	5	5	5
自立生活支援用具	件	6	6	6
在宅療養等支援用具	件	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	件	12	12	12
排せつ管理支援用具	件	1,300	1,300	1,300
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	2	2	2

見込量確保のための方策

・障害のある人が安定した日常生活を送るため、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

・利用の促進を図るために各サービスの周知に努めます。

7　手話奉仕員養成研修事業

今までの取り組み状況

・手話奉仕員養成講座は、糸魚川市ろうあ協会、糸魚川手話サークルの皆さんのご協力により平成27年度から実施し、入門編と基礎編を1年おきに実施しています。

・平成 30 年度（入門編）の受講者は 19 人、令和元年度（基礎編）は 12 人、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催できませんでしたが、令和元年度から実施している「手話ミニ講座」を開催し、市民が手話に親しむ場を提供しています。

現状と課題

・手話に興味のある市民が講座を受講しており、浸透してきているところですが、まだ実際に手話通訳が可能となる資格取得までにはたどり着いていません。

今後の取り組み

・引き続き手話通訳養成講座に対する開催費用を助成し、手話のできる市民ボランティアの養成を進めます。毎年20人程度の講座修了者を見込みます。

・養成講座受講者の中から、実際に手話通訳ができるボランティアの育成をしていく必要があります。

・「手話ミニ講座」を開催し、一人でも多くの市民が手話に関心を持てるようにします。

８　移動支援事業

今までの取り組み状況

サービス名			単位	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度（見込み）
移動支援事業	事業所数	見込量	か所	5	5	5	5	5	5
		実績	か所	3	3	3	3	3	3
	利用者数	見込量	人	5	6	7	10	10	10
		実績	人	5	7	7	12	11	7
	時 間 数	見込量	時間	50	60	70	200	200	200
		実績	時間	93	118	278	426	491	450

現状と課題

・移動支援事業は、特別支援学校の生徒などが、公共交通機関の利用や社会活動等への参加により、社会適応が促進され、就労につながる方もいました。

・障害のある人の移動にかかるニーズは高く、今後も利用しやすい移動支援の充実とともに、利用者の障害特性に対応できる柔軟な事業の実施が必要です。

サービス見込量

サービス名		単位	３年度	４年度	５年度
移動支援事業	利用者数	人	25	25	25
	時間数	時間	500	500	500

見込量確保のための方策

・障害のある人の利用ニーズを把握し、適切なサービスが利用できるよう努めます。

・必要なサービスが適切に利用できるようにするためには、相談支援事業所との連携強化が重要であるため、相談支援事業の充実にも努めます。

・特別支援学校と連携し、生徒の社会適応のための支援を行います。

９　地域活動支援センター

今までの取り組み状況

・市内の地域活動支援センターは、Ⅰ型が地域生活支援センターこまくさの１か所で上越つくしの里医療福祉協会が運営しており、Ⅲ型は青海地域のあけぼの、能生地域のいちょうの家、青空工房の３か所で、糸魚川市社会福祉協議会が市から委託を受け運営しています。

現状と課題

・現在、主に精神障害のある人を対象としている施設は２か所、知的障害のある人を対象としている施設は２か所となっていますが、どの施設も障害を限定することなく受け入れており、糸魚川市の限られた社会資源の中で、相談の場、日中の活動の場、交流の場として重要な位置づけとなっています。

・地域活動支援センターこまくさは、障害のある方だけでなく幅広い相談の場としても活動しています。

サービス名	単位	３年度	４年度	５年度
地域活動支援センター設置個所	か所	4	4	4
実利用見込み者数	人	450	450	450

見込量確保のための方策

・地域生活支援センターこまくさは、相談及び社会活動の拠点として支援をしていきます。

・青海地域、能生地域の地域活動支援センターについては、引き続き地域に密着した地域活動支援センターとして支援します。

・障害の種類に関係なく、その人の特性に合わせた活動の場を広げ、活動内容の充実を図るとともに、関係機関と連携する中で利用者の特性に沿った支援を行います。

10　任意事業

今までの取り組み状況

サービス名		単位	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度（見込み）
訪問入浴サービス事業	見込量	日	9	9	9	9	9	9
	実績	日	0	0	0	2	13	20
日中一時支援事業	見込量	日	800	800	800	600	600	600
	実績	日	135	245	275	809	611	810
日常生活訓練								
機能訓練事業	見込量	回	24	24	24	24	24	24
	実績	回	24	24	24	24	24	23
社会参加支援								
声の広報発行	見込量	実施	有	有	有	有	有	有
	実績	実施	有	有	有	有	有	有

現状と課題

・任意事業は、当市で必要な事業について行っています。

・訪問入浴サービス事業は、自宅浴槽では入浴困難な人への訪問車による入浴支援となりますが、令和元年度から利用が始まりました。

・日中一時支援事業は、主に障害児に対しての放課後や長期休暇等の居場所づくりを行っており、放課後等デイサービス事業と併用して利用されています。

・短期入所の利用までに施設に慣れるため、市内の短期入所施設で日中一時支援事業が活用されています。

・日常生活訓練として行っている機能訓練事業は、青海総合福祉会館ふれあいで毎月２回リハビリ教室を開催し、身体障害のある人に対し理学療法士がリハビリ指導を行い、社会交流の場としても位置付けています。また、教室に参加することが困難な人には、理学療法士が訪問リハビリを行っています。

・障害者の社会参加促進支援として実施している、声の広報発行については、視覚に障害のある人に、音声訳でわかりやすい市の広報等を提供し、障害のある人が地域生活をするうえで必要度の高い情報等を定期的に提供しています。

サービス見込量

サービス名	単位	３年度	４年度	５年度
訪問入浴サービス事業	日	10	10	10
日中一時支援事業	日	600	600	600
機能訓練事業	回	24	24	24
声の広報発行	実施	有	有	有

見込量確保のための方策

○ 訪問入浴サービス事業

・特にニーズが高い重度心身障害のある児童に対し、利用を進めます。

○ 日中一時支援事業

・利用者にとって使いやすいサービスとするため、より良いサービス提供方法について検討していきます。

○ 機能訓練事業

・身体に障害のある人が日常生活をしやすくなるよう身体機能を維持するだけでなく、こころのリハビリとしての位置づけ、また、家族間の交流の場として実施します。

○ 声の広報等発行

・引き続き音声訳ボランティアと協力しながら提供を行い、この取り組みについて広くお知らせし、より多くの方に利用していただけるよう、ＰＲや広報を行います。

第５章　糸魚川市ささえあいプラン（障害児福祉計画）

第１節　障害児サービスの内容

１　障害児サービス等について

障害児支援については、平成 24 年 4 月から根拠法律が児童福祉法に一本化され、体系が再編されました。

平成 30 年 4 月に児童福祉法が改正され、基本指針の見直しの中で「障害児のサービス提供体制の計画的な構築」が規定されており、その中で「障害児福祉計画」を定めることとされました。具体的には、ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、教育、就労支援等と連携した支援を行うとされています。

障害児の福祉サービスにおいては、通所による支援は市町村が実施主体となり、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」のサービスが利用できるようになっています。

障害児の相談支援については、「障害児相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成することとなり、円滑なサービスの利用ができるようになっています。

２　福祉サービス等の提供に当たっての現状と課題

(1) 相談支援体制の充実

保護者等から「どこに相談をしたら良いか分からない」、「進学や卒業後の生活の見通しが欲しい」といった声や、未就学から就学、進学等のライフステージのタイミングで支援者が途切れてしまう現状があります。また、福祉サービスを利用しているすべての人に相談支援専門員がついておらず、他の専門職も含めて相談体制を作り、支援している現状です。

(2) 医療的ケア児への対応、医療との連携

地域で医療ケアが必要な児童が増えている現状がありますが、市内で障害児専門医療機関がなく、また医療職の不足などもあり、福祉サービスが十分に利用できているとはいえない現状です。地域でできる支援は何かを検討し、福祉、保健、医療機関との連携が重要となっています。

(3) 障害児を持つ親への支援

在宅で障害児を育てる保護者にとって、育児や介護の負担が大きく、福祉や医療を活用した育児支援の検討が必要です。また、保護者同士の交流を求める声も多く、交流の場づくりが必要です。

3　障害児サービス等の体系及び内容

■ 児童支援サービスの体系

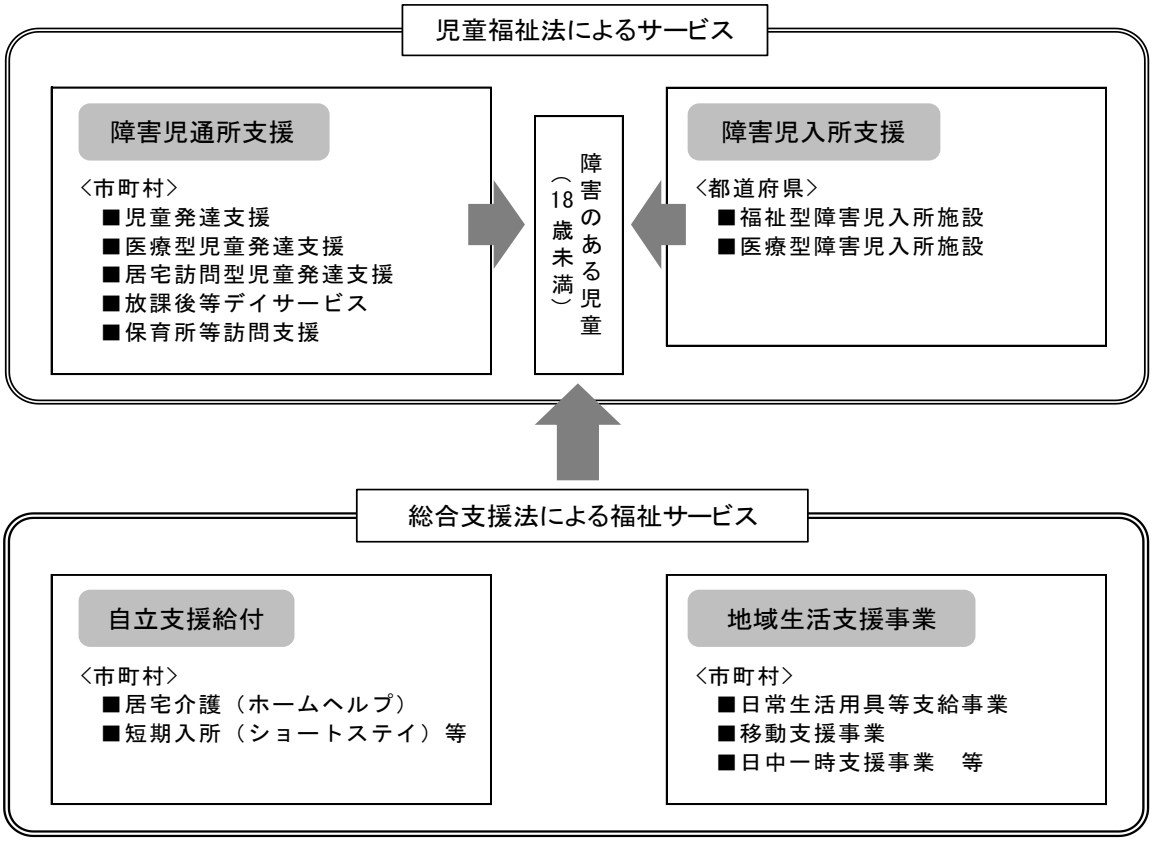

■ 児童支援サービスの内容

給付の種類	サービスの名称	内　　容
障害児 通所支援	児童発達支援	①児童発達支援センター 通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として支援を行います。 ②児童発達支援事業 通所利用の障害児に対する身近な療育を行います。
	医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対して、児童発達支援及び治療を行います。
	居宅訪問型児童発達支援 ［平成 30 年度新規］	障害児通所支援を受けるための外出が著しく困難な重度の障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
	放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、自立の促進や居場所づくりをします。
	保育所等訪問支援	保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
障害児 入所支援	福祉型障害児入所施設	入所が必要な障害児に対して、入浴や排せつ、食事の介護などをします。また、医療型は医療の提供もします。
	医療型障害児入所施設	

第２節　国の基本指針に基づく成果目標

１　第２期計画の目標値と実績の評価

【基本方針】　みとめあい　ささえあい　つながりあい
３つのあい💗で　かがやくひとみ

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

① 障害児支援の提供体制

○基本指針：令和５度末までに、各市町村に下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。
・児童発達支援センター：少なくとも１か所以上
・保育所等訪問支援：利用できる体制を構築する。
・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス：１か所以上

目標達成の基本的方向

・現在、児童発達支援は「めだか園」において市直営で運営しています。この施設を児童発達支援センターに変更するには、建物の規模や専門職の確保など運営上の問題から困難な状況です。今後はめだか園も含めて、障害のある子どもを総合的に支援することのできるセンター的機能を担える体制づくりの検討が必要です。
・保育所等訪問支援については、現在、市が独自でめだか園職員、臨床心理士、保健師等で保育園、幼稚園や学校への訪問を行うことを通して児童の支援を行っており、市独自の支援として、今後も引き続き実施します。
・市内の放課後等デイサービスを実施している支援センターささゆりや、発達支援センターめだか園は可能な限り重症心身障害児の受入れをしています。専門職の確保など課題も多いため、今後も引き続き受入れできる体制づくりをしていきます。

数値目標

項　　目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	０箇所	専門職の確保が難しいため
保育所等訪問支援の提供体制	０箇所	こども課で実施している「園訪問」で代替実施している。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援の確保	０箇所	専門職の確保が難しいため。単独での設置は難しいが、現在の事業所で心身障害児も受け入れている。
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保	０箇所	現在、放課後等デイサービスで重症心身障害児を受け入れているが、専門職の確保が難しいため。

② 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

○基本指針：令和 ５年度末までに、各市町村に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

目標達成の基本的方向

・当市に障害児の専門医療機関がなく、多くの方が市外の医療機関において専門的療育を行っています。
・「こども部会」において、関係機関が連携し、市内の限られた資源を有効に活用した医療的ケア児への支援体制を話し合っていきます。

数値目標

項　　目	協議の場の有無
令和５年度末時点での協議の場の設置の有無	有
令和５年度末時点での医療的ケア児に関するコーディネーターの配置の有無	有

市役所（教育部署、福祉部署）、保健所、病院、相談支援事業所、障害児通所支援事業所、保育所、特別支援学校等と連携した、医療的ケア児の地域支援に関する協議を行う。
（上越圏域障害者相談支援センターとも連携しながら、市自立支援協議会こども部会を活用し検討する。）

	３年度	４年度	５年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	０	１	１

第３節　障害児福祉サービスの実績と今後の見込み量

１　障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等

今までの取組状況

サービス名	単位	29年度	30年度	元年度	２年度（見込み）
児童発達支援	人日	98.7	136.3	108.0	104.0
	人	74	70	69	61
放課後等デイサービス	人日	276.6	256.1	242.2	249.7
	人	31	28	32	28
障害児相談支援	人/月	8	11	16.75	18.66

現状と課題

・児童発達支援は、市立の「発達支援センターめだか園」で行っています。
平成 11 年に福祉事業所として開設され、障害の早期発見・早期療育のため、乳幼児健診や各種相談から利用につながっています。
年齢に応じた発達支援を行い、子どもだけでなく育児不安を抱える保護者への相談等も行うなど、重要な役割を担っています。

・放課後等デイサービスは、支援センターささゆりが「市立ひすいの里総合学校」の校舎を利用して実施しています。特別支援学校内で利用できるため、送迎の負担軽減や学校との連携のとりやすさなどは良い面ですが、専門職の確保、緊急時の対応などの課題もあります。また、利用者の重度化や希望が大幅に増えており、すべての希望者が十分に利用できているとはいえない状況です。

・障害児相談支援については、市内３事業所が指定され、計画作成を行っています。
しかし、現在の体制では計画作成業務が困難な状況であり、相談支援専門員数の充実とともに、関係する専門職とつながるための支援などを進めていく必要があります。

サービス見込量

サービス名	単位	３年度	４年度	５年度
児童発達支援	人日	110	110	110
	人	70	70	70
放課後等デイサービス	人日	280	280	280
	人	30	30	30
保育所等訪問支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
医療型児童発達支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
障害児相談支援	人/月	20	20	20

見込量確保のための方策

・児童発達支援については、早期発見・早期療育を推進するために、めだか園や保育園幼稚園、保健師、臨床心理士などと連携しながら利用を進めるとともに、その後の就学に向けての支援に努めます。
・放課後等デイサービスについては、多くの利用希望があるため、相談支援事業所とも連携し、十分なサービス提供ができるように努めるとともに、新たな事業所の開設が可能か検討していきます。
・保育所等訪問支援は市単独事業での実施を継続します。
・医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援については、地域でのニーズを把握しながら、サービス提供について検討していきます。
・障害児相談支援については、サービスを円滑に利用し、支援をとぎれないようにするため、市内の相談支援事業所が支援を行っていきます。また、市独自の体制として関連する専門職が連携し支援を行います。
・医療的ケア児に対するコーディネーター設置は、こども部会で検討を行います。

２　発達障害児等に対する支援

サービス見込量

	単位	３年度	４年度	５年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	8	8	8
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0
ピアサポートの活動への参加人数	人	0	0	0

見込量確保のための方策

・ペアレントトレーニングは現在も実施中であり、より良いプラグラムになるよう見直しを行います。
・ペアレントメンターは、ペアレントトレーニングを卒業した方を対象に支援者として対応いただけるか検討を行います。

第６章　計画の推進に向けて

障害のある人のさまざまなニーズに対応し、市民の理解や協力を得ながら、障害者福祉を推進するために以下のとおり取り組んでいきます。

１　関係機関との連携

地域全体で障害のある人を支える力を高めるためには、障害のある人を核として関係機関のネットワークをつなげることが何よりも重要です。

本人や家族ができること、行政ができること、地域やボランティアができること等、それぞれ役割を分担しつなぎながら、連携を図ることが必要です。

そういうところから出てきた声を、糸魚川市地域自立支援協議会や各専門部会など、関係者が集まって情報交換することにより、市全体のサービス資源の確保につながるよう話し合いを重ねていきます。

２　地域住民や関係団体との連携

障害者福祉の推進に当たっては、地域住民の理解が不可欠です。地域住民の、障害や障害のある人への正しい理解と福祉活動への関心を高めるため、取組が見えるような働きかけを行います。

また、障害のある人が地域で安心して生活するため、支援を行う障害者団体やボランティア団体や民間事業者とも連携する中で、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。

３　障害保健福祉圏域における連携

上越圏域（上越市・妙高市・糸魚川市）において、必要なサービス量を確保するための供給体制の整備を図るとともに、共通の福祉課題や専門的で高度な課題への取組などについても、上越圏域で連携を深めながら、広域的な対応を図っていきます。

■糸魚川市地域自立支援協議会のネットワーク図

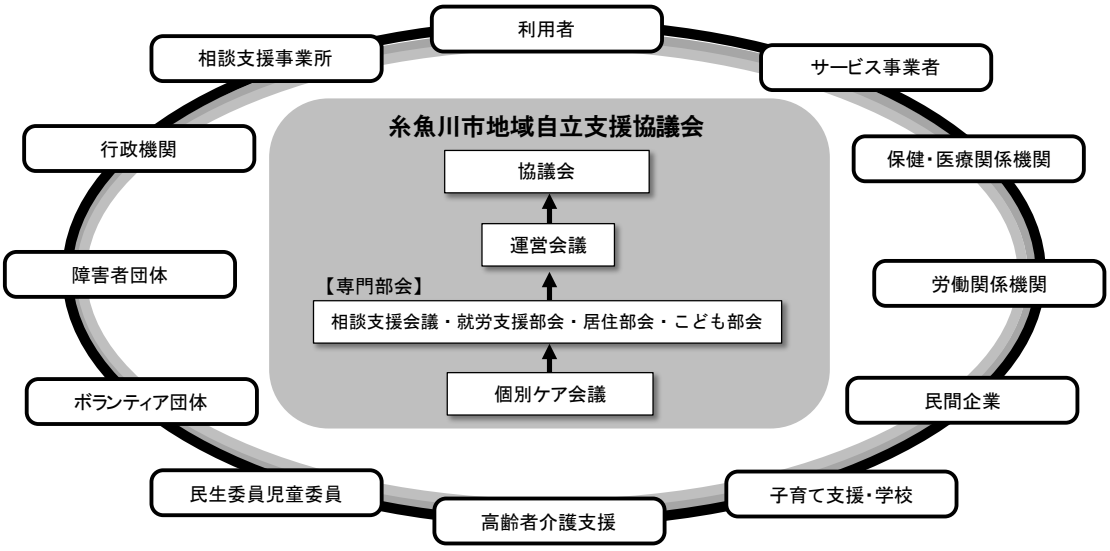

4　計画の達成状況の点検及び評価

本計画については、達成状況等を確認するため障害者団体等との意見交換の場を設けるとともに、関係団体の代表者やサービス事業所の担当者で構成される「糸魚川市地域自立支援協議会」を活用しながら点検と進行管理を行っていきます。

また、国の指針でも本計画に記載した「成果目標」「活動指標」については、ＰＤＣＡサイクル（下図参照）により、定期的な調査、分析及び評価をすることとなっており、障害者施策及び関連施策の動向を踏まえながら、少なくとも年１回の実績の把握を行い、達成状況の点検及び評価を行います。

■国の基本指針によるＰＤＣＡサイクルのイメージ

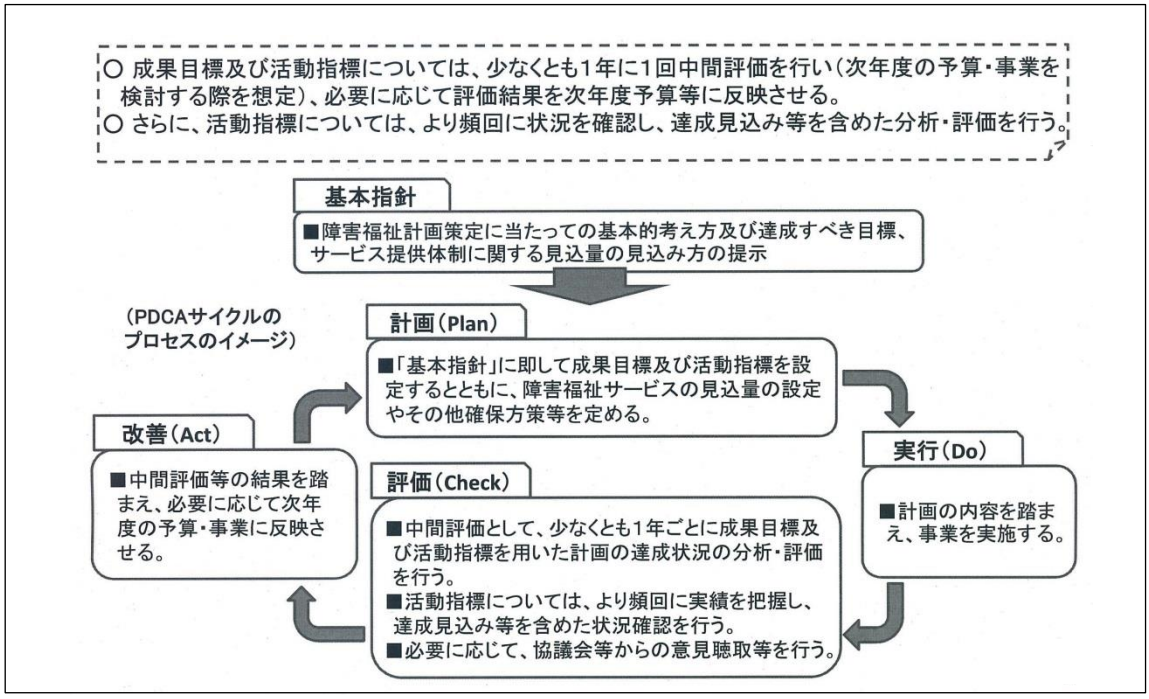

（厚生労働省ホームページより抜粋）

■定期的な調査、分析及び評価の内容

区分	計画での記載事項	実績把握の頻度等
成果目標	・施設入所者の地域生活への移行 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・地域生活支援拠点等が有する機能の充実 ・福祉施設から一般就労への移行等 ・障害児支援の提供体制の整備等 ・相談支援体制の充実・強化等 ・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	・少なくとも1年に1回の評価 ・協議会等で意見を聴くとともに、結果の公表をすることが望ましい。
活動指標	・障害福祉サービスの見込量 ・地域生活支援事業の見込量 ・児童支援サービスの見込量	・少なくとも1年に1回以上の頻度で評価を行う。

第７章　参考資料

資料１　糸魚川市地域自立支援協議会設置要綱

平成19年３月14日
告示第16号

（設置）

第１条　糸魚川市に居住する障害児者（以下「障害者」という。）が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の２第１項の規定に基づき、糸魚川市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　協議会は、次の事項について協議する。

（１）　相談支援事業の運営に関すること。

（２）　困難事例への対応のあり方に関すること。

（３）　地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。

（４）　障害福祉サービス給付に係る実態及び改善に関すること。

（５）　障害福祉計画の進捗管理に関すること。

（６）　その他福祉ニーズへの対応策に関すること。

２　協議会は、協議した事項について、必要に応じ、市長に提言することができる。

（組織）

第３条　委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

（１）　学識経験者

（２）　保健医療及び福祉の関係者

（３）　教育関係者

（４）　前３号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第４条　委員会の委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）
第５条　委員会に会長及び副会長各１人を置き、委員のうちから互選する。
２　会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
３　会長は、議長として協議会の議事を運営する。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）
第６条　会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
２　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　会議の議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、会長の決するところによる。
４　会長は、特に必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
５　委員は、会議で知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

（庶務）
第７条　委員会の庶務は、福祉事務所において処理する。

（委任）
第８条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮ってこれを定める。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は、公布の日から実施する。
（経過措置）
２　平成19年３月31日以前に任命された協議会の委員の任期は、第４条の規定にかかわらず、平成21年３月末日までとする。

資料２　　糸魚川市地域自立支援協議会委員名簿

分野	所属団体	職名	氏名	備考
障害者団体	糸魚川市身体障害者会	会長	斎藤　喜平治	会長
	糸魚川市家族会	会長	大谷　幸雄	
	いちょうの家保護者会	会長	田中　久蔵	
	クレヨンの会	会長	牛木祐美子	副会長
事業所	好望こまくさ	管理者	川島　　徹	
	エスポアールはやかわ	施設長	横澤　　孝	
	メモリアルホームみずほ	施設長	大久保　岳生	
	ワークセンターにしうみ	センター長	吉井　人光	
県機関	糸魚川地域振興局健康福祉部	地域保健課長	佐藤　まゆみ	
労働	糸魚川公共職業安定所	統括職業指導官	佐藤　芳弘	
	糸魚川商工会議所	事務局長	北村　雄一	
教育	糸魚川市立ひすいの里総合学校	教頭	飯田　貴裕	
	新潟県立高田特別支援学校白嶺分校	教頭	猪又　浩之	
地域代表	NPO 法人ぐりーんバスケット	理事長	岡崎　忠雄	
	糸魚川市社会福祉協議会	事務局長	山本　将世	

注）令和２年 10 月１日現在

資料３　　ささえあいプラン策定の経過

年月日	実施内容
令和２年７月	○第６期糸魚川市ささえあいプラン策定のためのアンケート調査 調査対象者850名　回答356名 ○グループインタビュー・アンケート調査①：糸魚川市家族会
令和２年８月	○グループインタビュー・アンケート調査②：糸魚川市身体障害者会
令和２年９月	○グループインタビュー・アンケート調査③～⑪： ・さざんかの会・市立ひすいの里総合学校保護者・糸魚川ろうあ協会 ・点訳友の会・青空工房利用者・県立白嶺高校保護者 ・いちょうの家保護者会・あけぼの保護者・いとよ朗読奉仕会 ○居住部会での素案検討 ○福祉事業所アンケート調査
令和２年10月	○グループインタビュー・アンケート調査⑫～⑬： ・くれよんの会・障害児保護者 ○居住部会、就労支援部会での素案検討 ○自立支援協議会運営会議： ・策定スケジュール・グループインタビュー・アンケート調査結果について ○糸魚川市地域自立支援協議会 ・策定スケジュール・グループインタビュー・アンケート調査結果について ○新潟県障害福祉課による障害福祉計画策定のヒアリング
令和２年11月	○居住部会、就労支援部会、こども部会での素案検討
令和２年12月	○居住部会、就労支援部会、こども部会での素案検討 ○第２回自立支援協議会運営会議： 　第６期糸魚川市ささえあいプラン施策方針について ○市民厚生常任委員会 　第６期糸魚川市ささえあいプラン施策方針について説明
令和３年１月	○第３回自立支援協議会運営会議： 　第６期糸魚川市ささえあいプラン素案説明 ○パブリックコメントの開始 ○市民厚生常任委員会:第６期糸魚川市ささえあいプラン素案について説明
令和３年２月	○新潟県へ意見聴取するため、障害福祉計画（案）を提出 ○パブリックコメントの終了 ○第４回自立支援協議会運営会議 ○糸魚川市地域自立支援協議会
令和３年３月	○市議会市民厚生常任委員会で協議 ○糸魚川市ささえあいプラン（第６期糸魚川市障害者計画・障害福祉計画・第1期障害児福祉計画）の策定

資料４

糸魚川市の障害福祉サービス等の状況（令和３年３月 31 日現在）

１　相談支援事業所

事業所名	事業所の所在地	備考
地域生活支援センターこまくさ	南寺町 1-1-6	委託相談、計画相談（障害者・児）
相談支援センターみずほ	水保 1728	委託相談、計画相談（障害者・児）
障害者相談支援事業所エスポアールはやかわ	梶屋敷 915	委託相談、計画相談（障害者）
相談支援センターめだか園	上刈 1-14-1	計画相談（障害児）

２　障害福祉サービス事業所

(1) 訪問系サービス

サービス名	事業所名	定員	所在地
居宅介護	糸魚川市社会福祉協議会 介護センターにじ	－	押上 2-9-65
	あ・うんの心 ホームヘルパーステーション	－	大野 73
	㈱カネタ建設 ライフケアおれんじ	－	上刈 1-5-22
	ひすい福祉会 訪問介護事業所おうみ	－	田海 5600
	㈱リボーン 糸魚川ステーション	－	南押上 1-3-11
	介護サービスひろはた	－	横町 4-8-19
重度訪問介護	糸魚川市社会福祉協議会 介護センターにじ	－	押上 2-9-65
	㈱カネタ建設 ライフケアおれんじ	－	上刈 1-5-22
	ひすい福祉会 訪問介護事業所おうみ	－	田海 5600
	㈱リボーン 糸魚川ステーション	－	南押上 1-3-11
	介護サービスひろはた	－	横町 4-8-19
	訪問介護ステーションこころ	－	横町 5-11-1
同行援護	糸魚川市社会福祉協議会 介護センターにじ	－	押上 2-9-65
	あ・うんの心 ホームヘルパーステーション	－	大野 73
	㈱カネタ建設 ライフケアおれんじ	－	上刈 1-5-22
行動援護	糸魚川市社会福祉協議会 介護センターにじ	－	押上 2-9-65
	ひすい福祉会 訪問介護事業所おうみ	－	田海 5600

(2) 日中活動系サービス

サービス名	事業所名	定員	所在地
生活介護	支援センターささゆり	23 人	横町 2-7-32
	メモリアルホームみずほ	50 人	水保 1728
	エスポワールはやかわ	16 人	梶屋敷 915
生活介護（基準該当）	糸魚川デイサービスセンター	－	大野 160
	デイサービスセンタークレイドルやけやま	－	梶屋敷 915
	デイサービスセンターあじさい	－	水保 1788-1
	デイサービスセンターおおさわ	－	大沢 313-1
	デイサービスセンターささら苑	－	能生 4460
	デイサービスセンターおうみ	－	田海 5600
自立訓練（生活訓練）	支援センターささゆり	3 人	横町 2-7-32
就労移行支援	ワークセンターにしうみ	8 人	道平 34-2
	好望こまくさ	6 人	南寺町 1-1-8
就労継続支援（A型）	ウェルフェア カネヨ	20 人	田海 12-1
就労継続支援（B型）	ワークセンターにしうみ	25 人	道平 34-2
	好望こまくさ	20 人	南寺町 1-1-8
	ひまわり作業所（好望こまくさ分場）	10 人	田海 605
短期入所（福祉型）	メモリアルホームみずほ	6 人	水保 1728
	エスポアールはやかわ	1 人	梶屋敷 915
	グループホームＴＯＭＯ	1 人	中央 2-8-28
	ホームつくし糸魚川	1 人	寺町 4-9-31

(3) 居住系サービス

サービス名	事業所名	定員	所在地
共同生活援助 （グループホーム）	グループホームＴＯＭＯ	6 人	中央2-8-28
	グループホームそら	5 人	京ヶ峰 1-7-2
	グループホーム大和川	5 人	大和川 162
	グループホーム蓮台寺	6 人	蓮台寺 1-1-21
	ホームつくし糸魚川	10 人	寺町 4-9-31
	グループホーム　ハウズ　ルーエ	10 人	寺島 3-6-10
施設入所支援	メモリアルホームみずほ	50 人	水保 1728
	エスポアールはやかわ	14 人	梶屋敷 915

３　地域生活支援事業

サービス名	事業所名		定員	所在地
移動支援事業	糸魚川市社会福祉協議会 介護センターにじ		－	押上 2-9-65
	㈱カネタ建設 ライフケアおれんじ		－	上刈 1-5-22
地域活動支援センター	Ⅰ型	地域生活支援センターこまくさ	－	南寺町 1-1-6
	Ⅲ型	いちょうの家	15 人	能生 1170-2
		あけぼの	20 人	田海 605
		青空工房	15 人	中央 2-8-28
日中一時支援事業	メモリアルホームみずほ		－	水保 1728
	エスポアールはやかわ		－	梶屋敷 915
	支援センターささゆり		－	横町 2-7-32

４　児童支援サービス事業所

サービス名	事業所名	定員	所在地
児童発達支援	発達支援センターめだか園	50 人	上刈 1-14-1
放課後等デイサービス	支援センターささゆり	10 人	横町 2-7-32

５　特別支援学校・総合支援学校

学校名	所在地	備考
新潟県立高田特別支援学校 白嶺分校	清崎 5-25	高等部
糸魚川市立ひすいの里総合学校	中央 1-2-1	小学部・中学部

糸魚川市ささえあいプラン
（第６期糸魚川市障害者計画・障害福祉計画）
（第２期糸魚川市障害児福祉計画）

発 行 日　令和３年３月

編集発行　糸魚川市 市民部 福祉事務所
〒941-8501　新潟県糸魚川市一の宮1-2-5
電話（025）552-1511　ＦＡＸ（025）552-8250